

公共工事品質確保に関する議員連盟 総会 国土交通省資料

令和5年2月8日

1. 建設業の担い手確保に向けた取組	… 2
1-1. 賃金水準の確保への取組	… 3
1-2. 働き方改革の推進	… 16
1-3. 建設キャリアアップシステムの普及促進	… 22
1-4. 建設資材の価格高騰への対応	… 27
2. 直轄事業における最近の取組	… 35
2-1. 総合評価落札方式における賃上げを実施する 企業に対する加点措置の実施状況	… 36
2-2. 直轄工事における週休二日の取組	… 49

1. 建設業の担い手確保に向けた取組

1-1. 賃金水準の確保への取組

令和4年3月から適用している公共工事設計労務単価

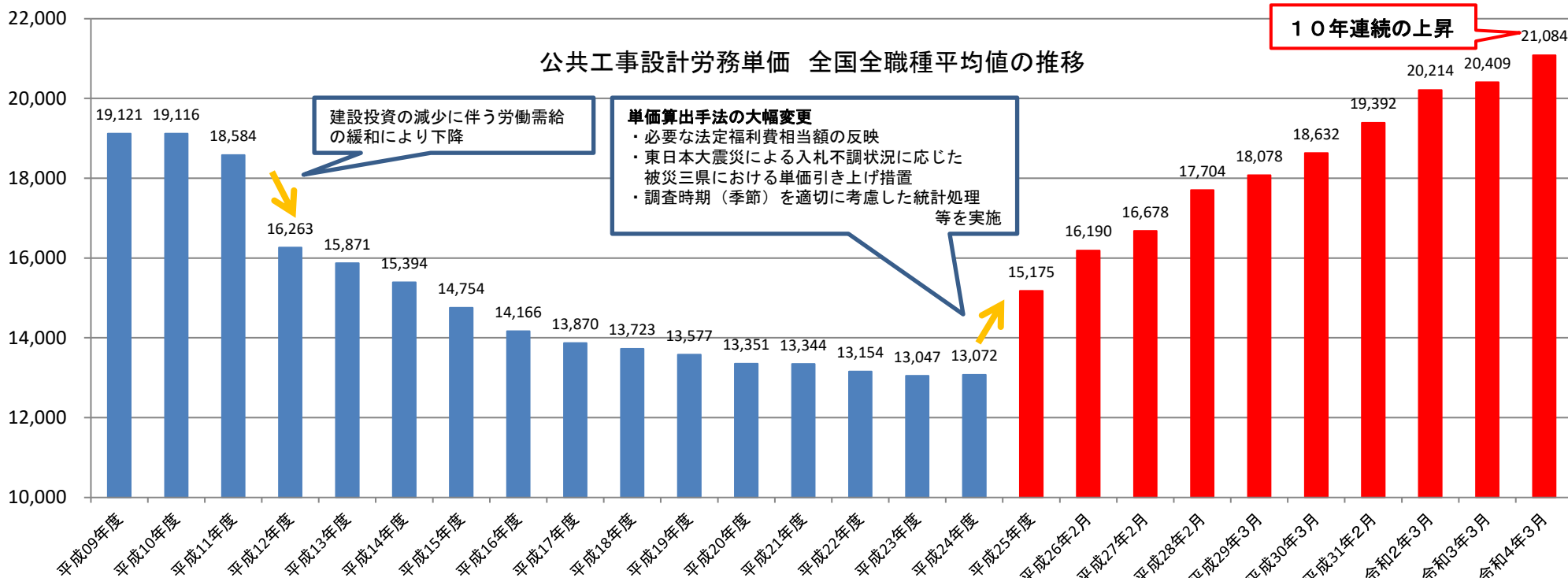
単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **必要な法定福利費相当額（平成25年度～）**や**義務化分の有給休暇取得に要する費用（令和2年3月～）**のほか、**時間外労働時間を短縮するために必要な費用（令和4年3月～）**を反映
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえた**特別措置（令和3年3月、令和4年3月）※**を適用

※前年度を下回った単価は、前年度単価に据置

全国 主要12職種※（19,734円）令和3年3月比；+3.0%（平成24年度比；+57.6%）
 全職種（21,084円）令和3年3月比；+2.5%（平成24年度比；+57.4%）

※「主要12職種」とは通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種



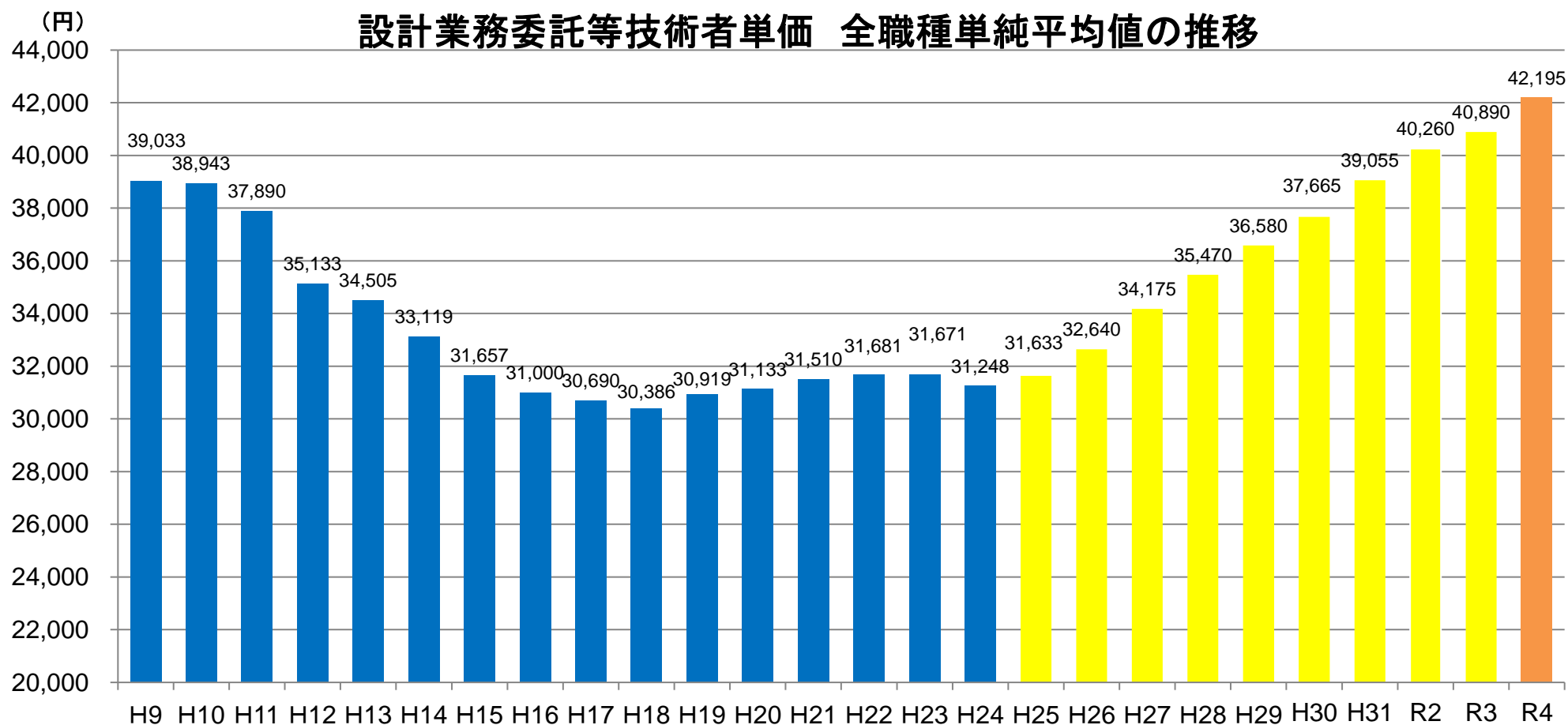
注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標準数をもとにラスパイレ式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標準数をもとにラスパイレ式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

設計業務委託等（設計、測量、地質関係）

◆ 最近の給与等の実態を適切・迅速に反映

➡ 全職種平均 **42,195円** R3年3月比 ; **+ 3. 2%**
 (平成24年度比+35. 0%)

設計業務委託等技術者単価 全職種単純平均値の推移



開催概要

日時：令和4年2月28日 17:00～18:00

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

テーマ：建設業の賃金引上げに向けた取組、働き方改革等の推進、建設キャリアアップシステムの普及促進等

- 建設業の賃金引上げに向けては、官民協働した取組が不可欠であり、様々な課題もあり、困難を伴うものの、**本年は概ね3%の賃金上昇の実現を目指して、全ての関係者が可能な取組を進めることを申合せ。**
- 建設業の担い手確保に向けて、工期の適正化や施工時期の平準化、インフラ分野のDX推進等による**働き方改革等の推進や、ダンピング対策の徹底等**について議論。
- **建設キャリアアップシステム（CCUS）の更なる普及促進及びこれを用いた処遇改善等**について議論。**技能レベルに応じた手当の支給について、取組の水平展開を大臣から要請。**



日本建設業連合会（令和4年3月23日理事会決定・会長名通知）

○ 技能労働者の賃金水準の引上げについて

日建連会員企業は、「労務費見積り尊重宣言」の2022年度の運用について、**一次下請への見積り依頼に際して、概ね3%の賃金上昇の趣旨に適う適切な労務費を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重するものとする**こと。

全国建設業協会（令和4年3月15日理事会説明・4月1日会長名通知）

○ 令和4年度事業計画

引き続き賃上げ、設計労務単価の上昇、適正利潤の確保、更なる賃上げの好循環を続けるため、意見交換会で申し合わせた**概ね3%の賃上げを目指し、会員企業の建設技能者の賃上げ、下請契約での反映等の取組を進める**。

全国中小建設業協会（令和4年3月18日理事会決議）

○ 働き方改革宣言 ～選ばれる建設業を目指して～

若者の入職を増やすためには、賃金の引き上げが重要。「現在の公共投資における社会的背景を好循環と捉え、**今年度は概ね3パーセントの賃金アップを目指し、可能な取組みを行うこととする**。」の取組を宣言する。

建設産業専門団体連合会（令和4年6月16日総会説明）

○ 安定した下請金額の確保方策等について

- ・意見交換会で、概ね3%の賃金上昇の実現を目指して全ての関係者が可能な取組を進めることを申し合わせた
- ・賃金上昇に向け、各経営者に可能な決断と努力をお願い。
- ・下請系専門工事業としては入る原資が安定しないと困難。**連合会として、安定した下請金額の確保方策等を検討**

[ダンピング対策] 低入札価格基準の計算式の改定

低入札価格調査基準とは

- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施し、履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。
- 基準の計算式について、工事費用の実態を踏まえて適時改定。

国土省直轄工事における低入札価格調査基準の計算式の改定について

○令和4年4月1日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札価格調査基準の計算式を改定。
 「一般管理費等×0.55」 ⇒ 「一般管理費等×0.68」

H28.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.95
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H29.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10～9.0/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



H31.4.1～

【範囲】
 予定価格の
7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.55

上記の合計額 × 消費税



R4.4.1～

【範囲】
 予定価格の
 7.5/10～9.2/10
 の範囲内で設定

【計算式】

- ・直接工事費 × 0.97
- ・共通仮設費 × 0.90
- ・現場管理費 × 0.90
- ・一般管理費等 × 0.68

上記の合計額 × 消費税

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

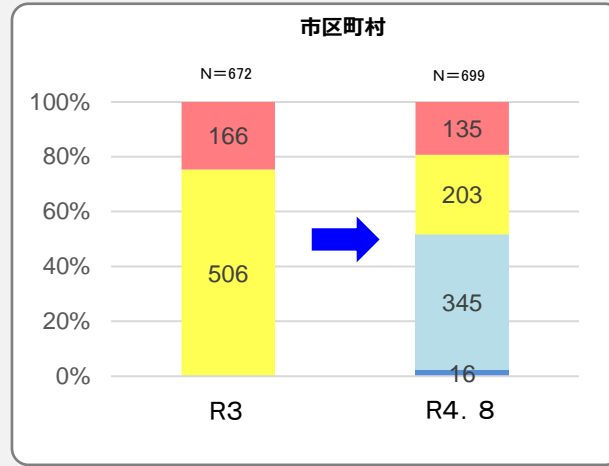
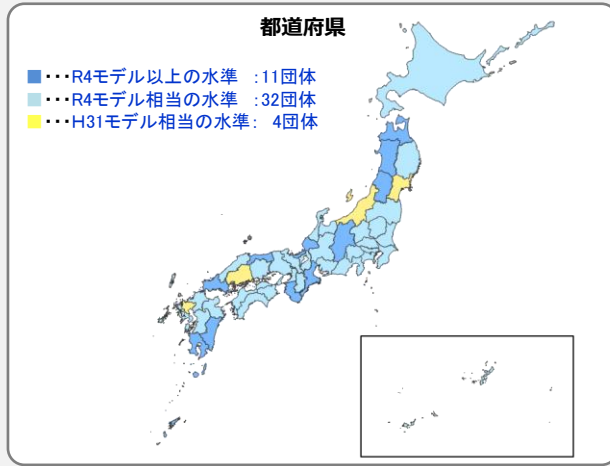
[ダンピング対策] 地方公共団体における算定式の設定水準等

- 都道府県は、**約9割の団体***で令和4年中央公契連モデル相当(以上)の水準で運用
- 市区町村は、約95%の団体で低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を活用。(いずれの制度も未導入は78団体)
- 算定式の設定水準が確認できる団体のうち、**約半数の団体が令和4年中央公契連モデル相当(以上)を採用**

※算定式非公表、未導入の団体除く

■・・・R4年公契連モデル以上の水準 ■・・・R4年公契連モデル相当の水準 ■・・・H31年公契連モデル相当の水準 ■・・・H31年公契連モデル未満の水準

調査基準価格算定式の設定水準

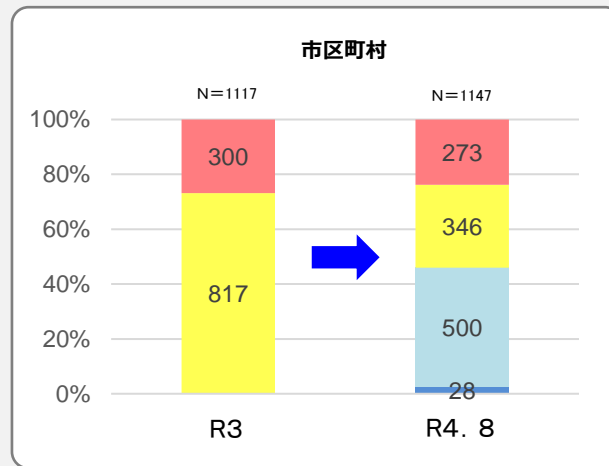
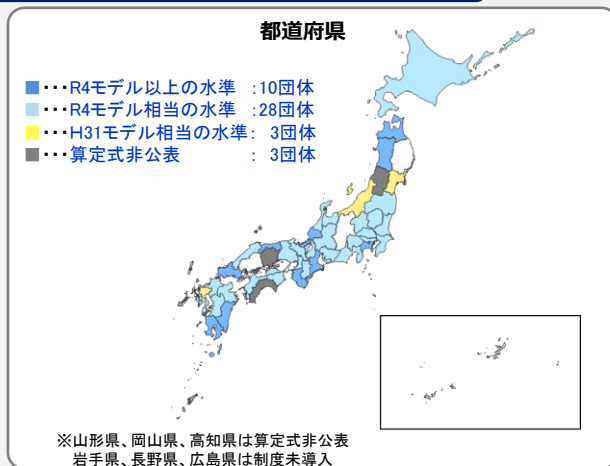


いずれの制度も未導入の団体

<未導入団体の推移>

H18 484 団体
↓
H20 359 団体
↓
H24 232 団体
↓
H29 126 団体
↓
H30 109 団体
↓
R 2 88 団体
↓
R 3 81 団体
↓
R 4.8 78 団体

最低制限価格算定式の設定水準



※ 中央公契連モデルとの比較が可能な団体を対象に集計(算定式非公表団体等は集計対象外)

[ダンピング対策] 地方公共団体への個別ヒアリング

調査基準価格（最低制限価格）の算定基準について、平成31年中央公契連モデルを下回る基準を採用する人口10万人以上の市（54団体）に個別にヒアリング調査を実施し、基準の改正や課題を聴取

平成31年中央公契連モデルを下回る人口10万人以上の市への個別の働きかけ

算定基準の改正に向けた状況

R2年10月時点

R3年12月時点

R4年10月時点

平成31年中央公契連モデル
を下回る基準を採用する
人口10万人以上の市

個別ヒアリングの実施

54団体

- H31年モデルへ改正済(改正を予定)
- モデルの改正検討中
- 必要に応じて今後検討
- 現時点での改正困難

**計33団体がH31年モデル
以上へ改善
20団体はR4モデル水準**

- R4モデル水準
- H31モデル水準
- H31モデル未満
- その他のモデル

今後、算定式非公表、独自基準を採用する団体についても分析に着手

⇒ 非公表としている理由、独自基準の設定水準等を確認し、必要に応じて働きかけ

持続可能な建設業に向けた環境整備検討会

担い手確保や生産性向上等の従前からの建設業における課題や、昨今の建設資材の急激な価格変動等の建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、**将来にわたり建設業を持続可能なものとするための環境を整備するために必要な施策の方向性について、検討を行う。**

委員

座長	楠 茂樹	上智大学法学部 教授	
	榎並 友理子	日本IBM株式会社 執行役員 公共事業部長	
	恵羅 さとみ	法政大学社会学部 准教授	
	大森 有理	弁護士	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科 准教授	
	原 昌登	成蹊大学法学部 教授	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科 教授	(敬称略)

第1回検討会の様子



主な検討事項

○建設資材価格の変動への対応

- ・ 資材価格変動に対応しやすい契約について
 - － 契約・費用（コスト）の透明性、リスク負担のあり方 など

○建設技能者の処遇改善

- ・ 技能者の賃金を適切に行き渡らせる方策について
 - － 重層下請構造の適正化、労務の需給調整 など
 - ・ 賃金を下支えする仕組みについて
 - － 労務費の「見える化」「標準化」、海外事例※ など
- ※ 基準賃金以上の支払いの義務付け、労働協約の遵守など

スケジュール

令和4年度			
8月3日	第1回	論点整理	
9月5日	第2回	事業者ヒアリング①	
9月8日	第3回	事業者ヒアリング②	
10月26日	第4回	価格変動への対応	
11月16日	第5回	適正な施工体制の確保	
12月27日	第6回	技能労働者の賃金等	
2月6日	第7回	とりまとめに向けた論点整理	
年度内		とりまとめ（予定）	

公共工事の品質確保の促進に関する法律

第三条（基本理念）

8 公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。

第七条（発注者等の責務）

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

第八条（受注者等の責務）

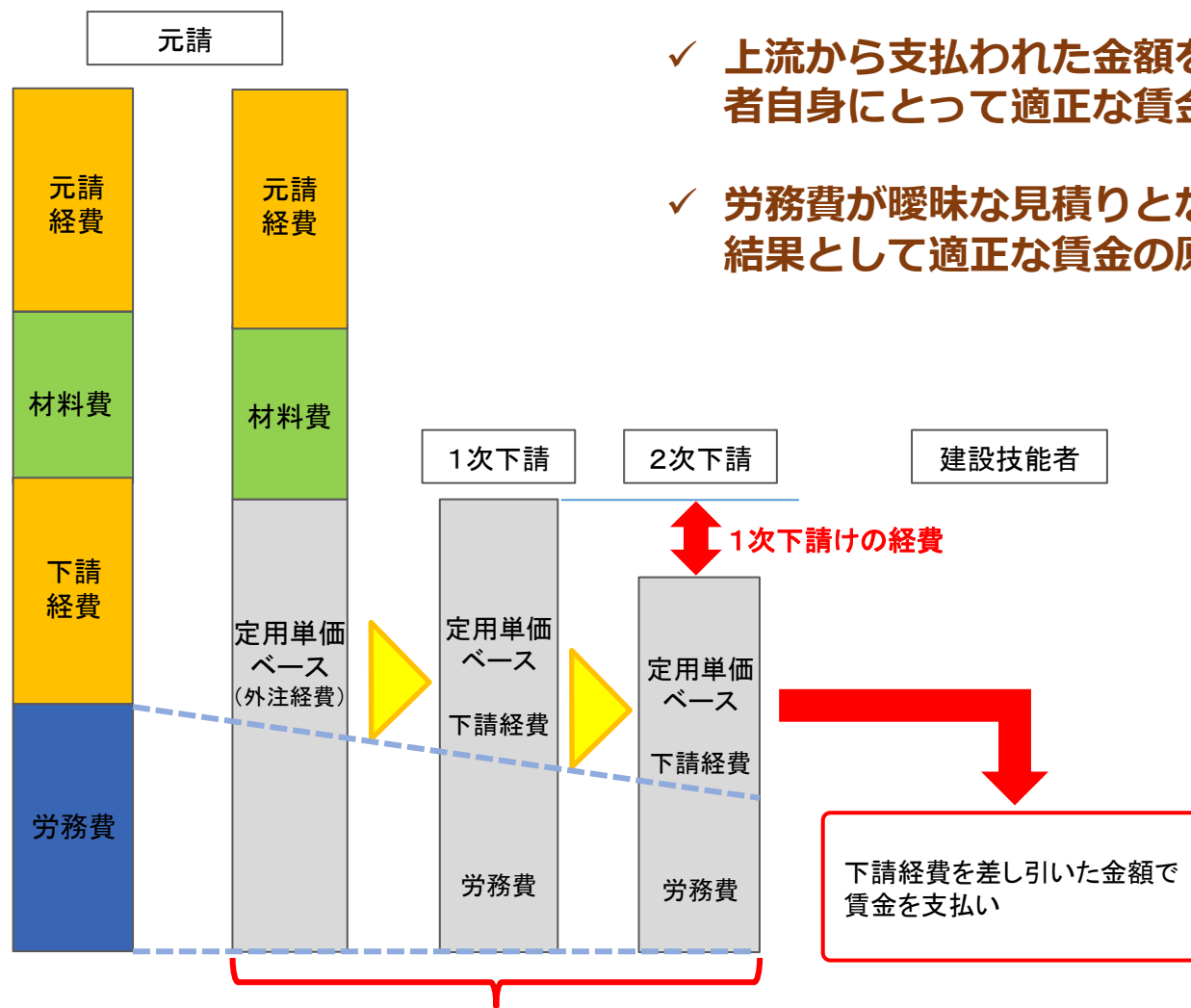
2 公共工事等を実施する者は、下請契約を締結するときは、下請負人に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならない。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

2 受注者等の責務に関する事項

…（前略）…国は、元請業者のみならず全ての下請業者を含む公共工事を実施する者に対して、労務費、法定福利費等が適切に支払われるようその実態把握に努める…（中略）…ものとする。

建設工事における契約金額と賃金決定の構造

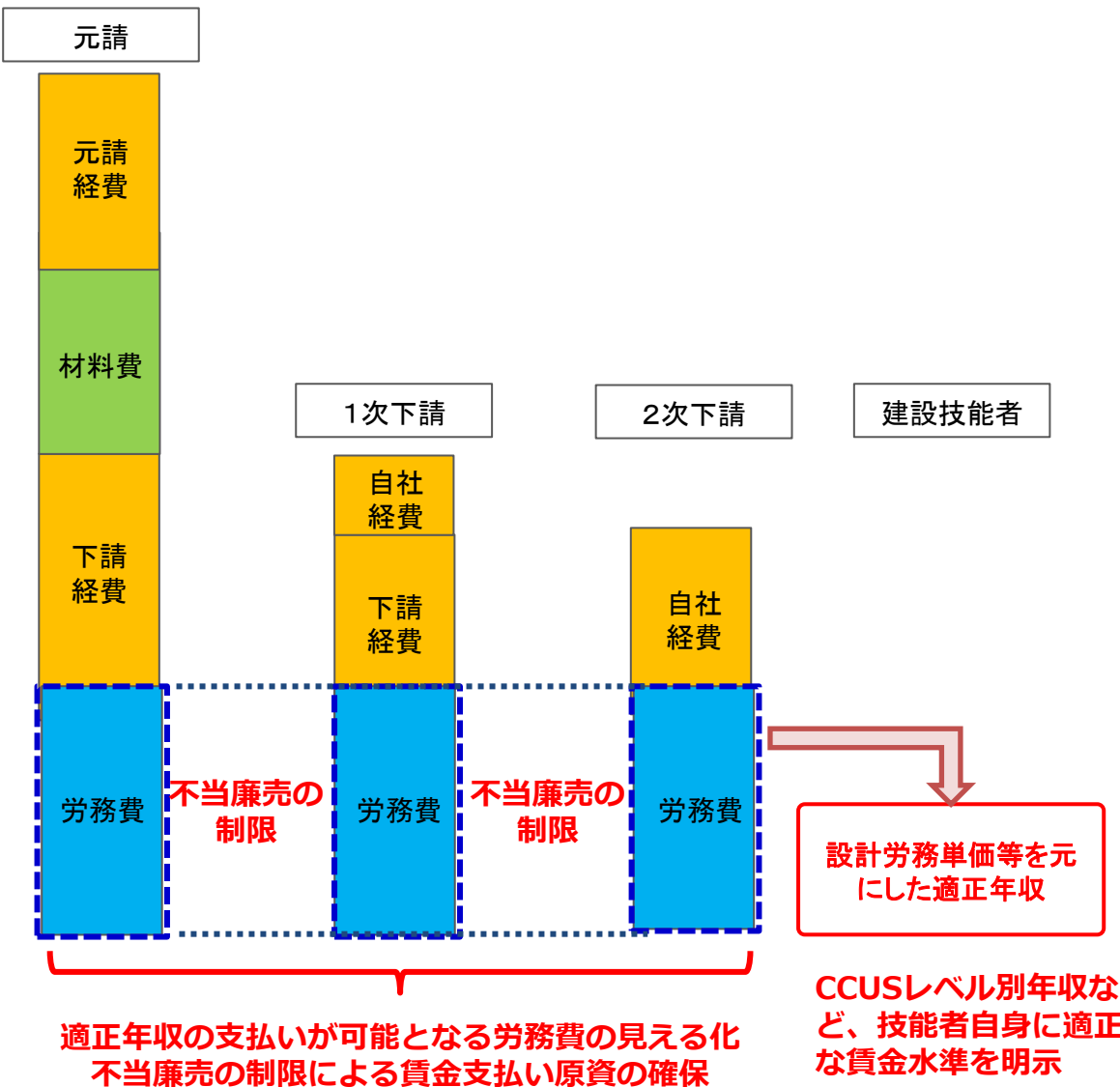


- ✓ 上流から支払われた金額を上限に賃金が決定するため、技能者自身にとって適正な賃金水準となっているかどうか不明
- ✓ 労務費が曖昧な見積りとなり、下流側の価格交渉力が低下。結果として適正な賃金の原資が確保できない恐れ

労務費と下請経費を合算した常用単価をベースに契約金額が決定

参考:「建設技能労働者の賃金決定過程に関する研究」
2013. 3 古橋真人

建設工事における契約金額と賃金決定の構造

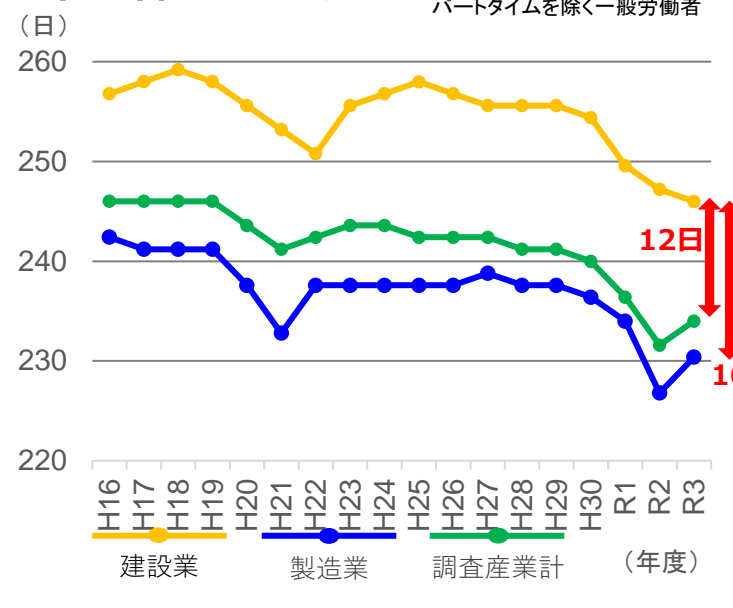


- ✓ 公共工事においては、発注者が、設計労務単価等を元に適切な積算を行うことで、適正な予定価格を設定
- ✓ さらに、建設技能者へ適切な賃金が支払われるよう、以下について検討
 - ・ 賃金引下げによる低価格競争（不当廉売）を制限し、賃金支払いの原資を確保すること
 - ・ 技能者自身に、それぞれのスキルに見合った適正な賃金水準を明示すること

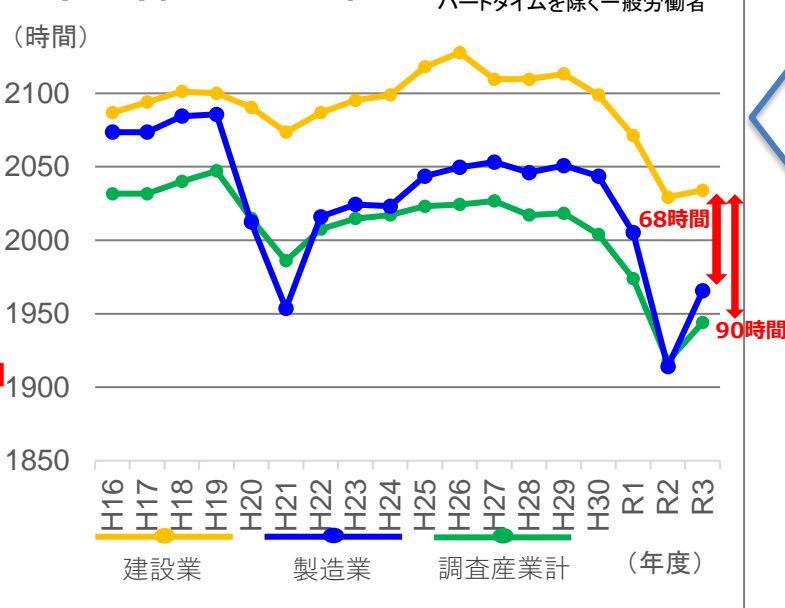
1-2. 働き方改革の推進

建設産業における働き方の現状

産業別年間出勤日数



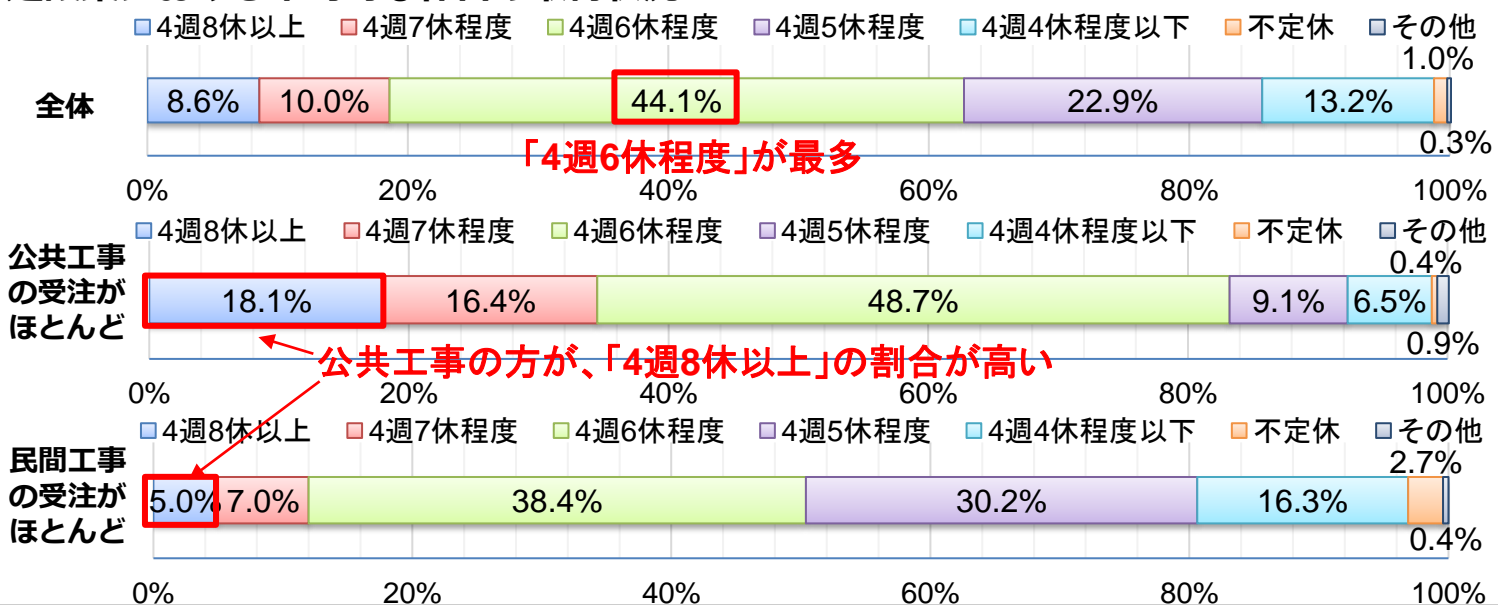
産業別年間実労働時間



年間の総実労働時間については、全産業と比べて90時間長い。また、20年程前と比べて、全産業では約90時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



他産業では当たり前となっている週休2日もとれていない。

出典：国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」(令和4年6月15日公表)

罰則付き時間外労働規制に対する国交省の取組

令和6年4月以降、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、国交省直轄工事における週休2日モデル工事の拡大に加え、地方公共団体、民間発注者、建設業者への働きかけ等を実施

直轄工事 週休2日の質の向上へ向けた取組推進

① 週休2日モデル工事の取組件数を順次拡大

② 月単位での週休2日確保へ向けた取組の推進

- ・仕様書等を週休2日を前提とした内容に修正
- ・工期設定の指針等を見直し
- ・工期の一部の交代制への途中変更を検討
- ・新たな経費補正措置の立案を検討
- ・公共発注者と連携した一斉閉所の取組拡大

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

地方公共団体 直接的な働きかけ

週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映を要請

- ・各都道府県・市区町村との会議の場において 各地方公共団体に対して直接働きかけ
- ・ 市町村議会に対する働きかけ

民間発注者 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 適正な工期設定について 経済団体本部(経団連等)での講演等による周知
- ・ 地域経済団体(商工会議所等)へ働きかけ(予定)

建設業団体 周知・注意喚起

幅広い周知の実施

- ・ 労基法に対する懸念点等についてチラシの作成、周知【厚労省と連携】
- ・ 週休2日に向けた取組の好事例集の作成、周知

<会議体や説明会を通じた周知> 【厚労省と連携】

- ・ 都道府県労働局主催の協議会※で働きかけ
- ・ 労働基準監督署での説明会で働きかけ

※都道府県労働局、建設業団体、発注者団体、地域経済団体、地方整備局、都道府県等で構成される会議体

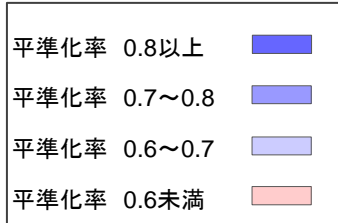
<モニタリング調査による周知・注意喚起>

【厚労省と連携】

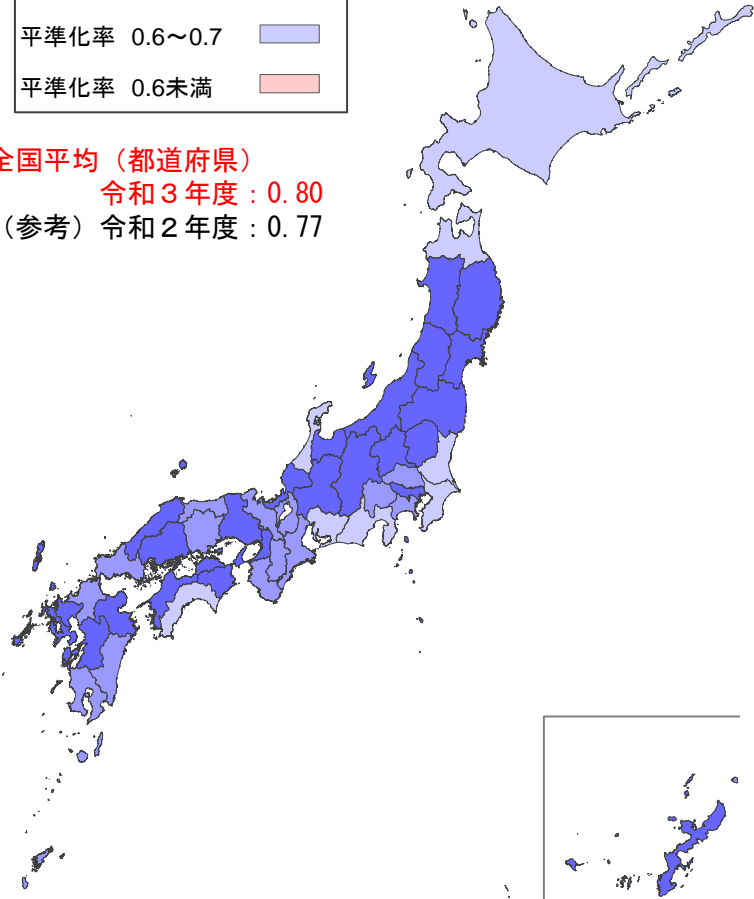
- ・ 調査対象：発注者・元請業者

[施工時期の平準化] 地方公共団体の平準化率

都道府県の平準化率の状況



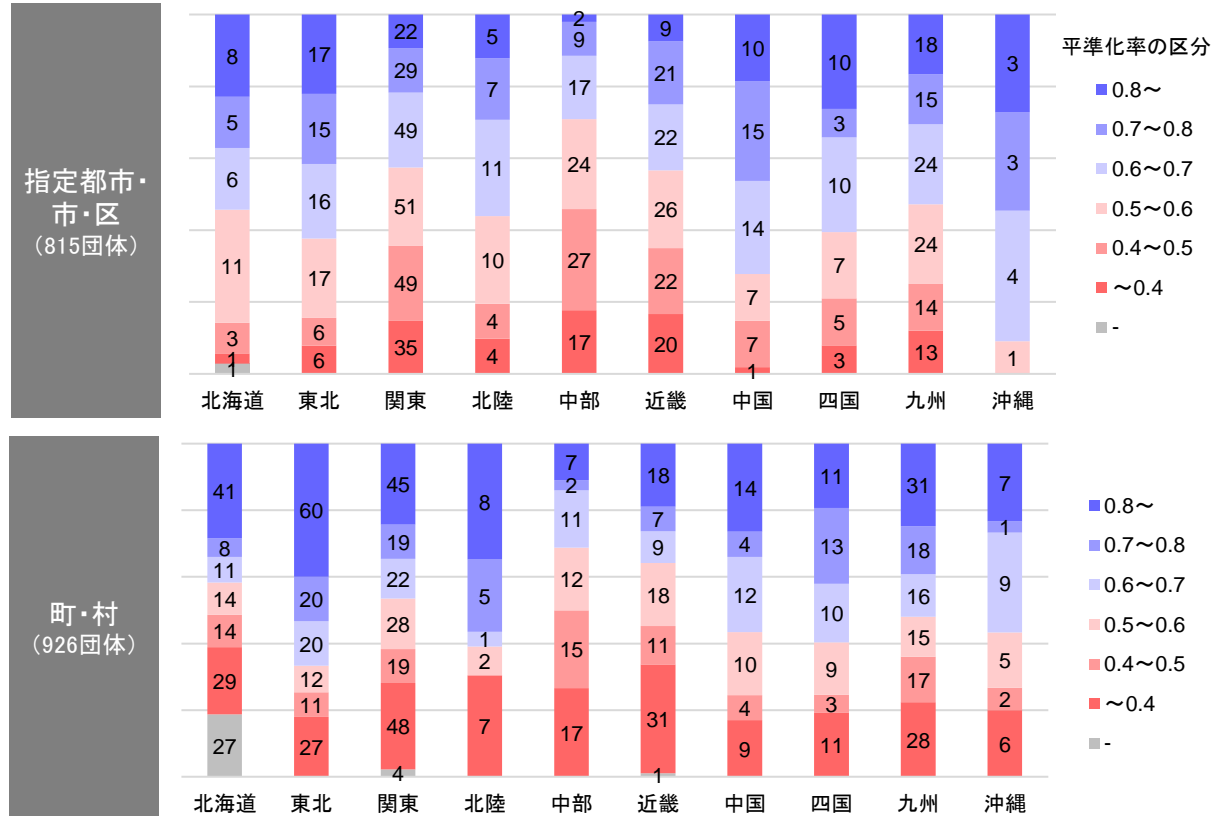
全国平均（都道府県）
令和3年度：0.80
（参考）令和2年度：0.77



指定都市・市区町村の平準化率の状況

地域別の平準化率の区分分布(令和3年度)

※グラフ内の数字は地方公共団体数



地域別の平準化率の平均値(指定都市・市区町村)

	全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
令和3年度	0.62	0.65	0.68	0.60	0.66	0.52	0.55	0.66	0.64	0.62	0.69
令和2年度	0.57	0.64	0.56	0.57	0.58	0.51	0.56	0.62	0.64	0.54	0.64

※地域区分

北海道：北海道
東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸：新潟県、石川県、富山県
中部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄：沖縄県

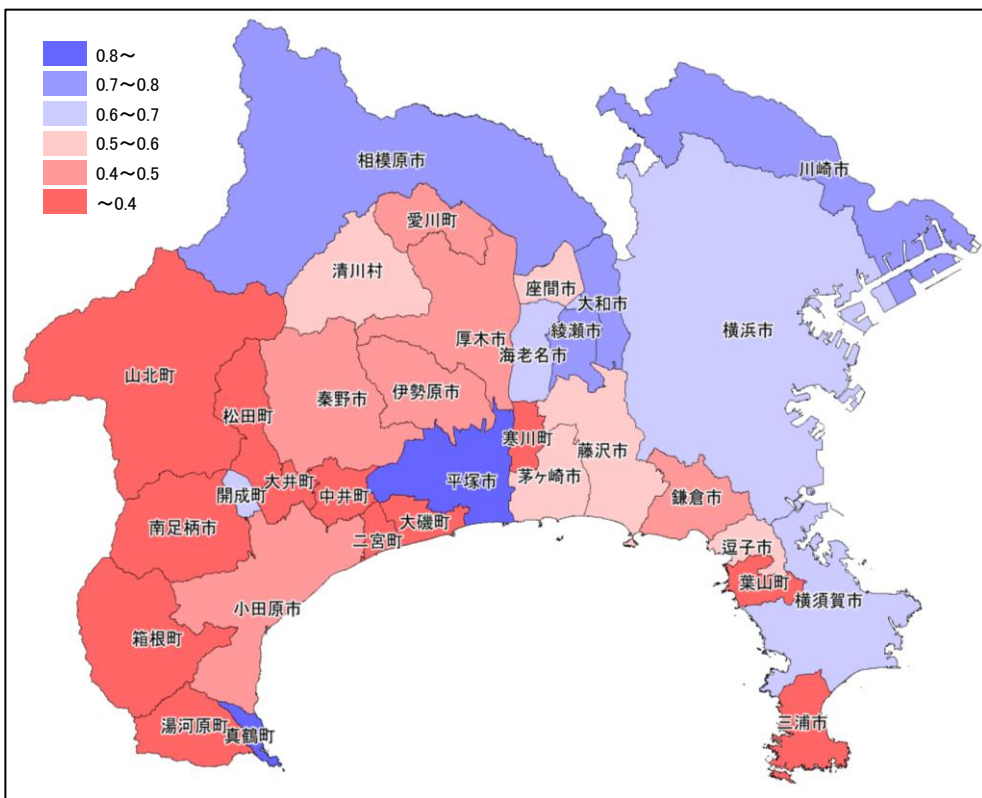
※平準化率の定義：4～6月期の月あたり工事平均稼働件数／年度全体の月あたり工事平均稼働件数
※平準化率は、「一般財団法人日本建設情報総合センター コリンス・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出
（1件当たり500万円以上の工事を対象・令和3年度実績）

○ **地方公共団体における施工時期の平準化の進捗・取組状況について、「見える化」を実施**（最新版は令和5年1月公表）

○ 主に以下の項目を「見える化」

- － 平準化率
- － 平準化の取組状況（「さしすせそ」の取組）

(例) 神奈川県



神奈川県	0.71 サシス セソ	横浜市	0.68 サシス セソ	川崎市	0.76 サシス セソ	相模原市	0.78 サシスソ
------	-------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	------	--------------

横須賀市	0.64 ス	逗子市	0.59 スセ	海老名市	0.61 スセ	大磯町	0.33 スセソ	開成町	0.67 サス
平塚市	0.88 サ	三浦市	0.31 ス	座間市	0.58 サスセソ	二宮町	0.38 スセ	箱根町	0.29 -
鎌倉市	0.41 サセ	秦野市	0.49 サスセソ	南足柄市	0.21 スセソ	中井町	0.30 ソ	真鶴町	0.80 スセソ
藤沢市	0.52 サシス セソ	厚木市	0.47 サスセソ	綾瀬市	0.76 サスセ	大井町	0.29 ス	湯河原町	0.25 ス
小田原市	0.41 サスセ	大和市	0.71 サスセソ	葉山町	0.38 サシスセ	松田町	0.00 サスソ	愛川町	0.41 サスセソ
茅ヶ崎市	0.59 スセソ	伊勢原市	0.42 サスソ	寒川町	0.30 -	山北町	0.32 スソ	清川村	0.50 シ

(上段：平準化率)

※定義：4～6月期の月あたり工事平均稼働件数／年度の月あたり工事平均稼働件数

※「一般財団法人日本建設情報総合センター コリズ・テクリスセンター」に登録された工事を基に算出(令和3年度実績。1件当たり500万円以上)

(下段：該当する「さしすせそ」の取組状況)

※令和3年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査(令和3年10月1日時点)より算出

※実績なしの地方公共団体は「-」と表示

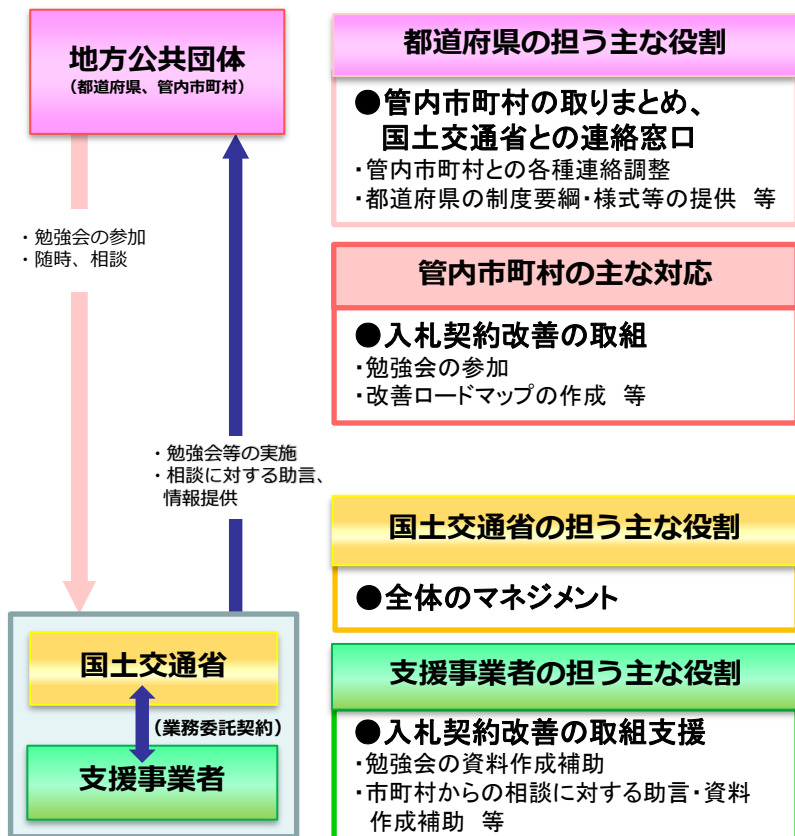
国土交通省ウェブサイト:

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000105.html

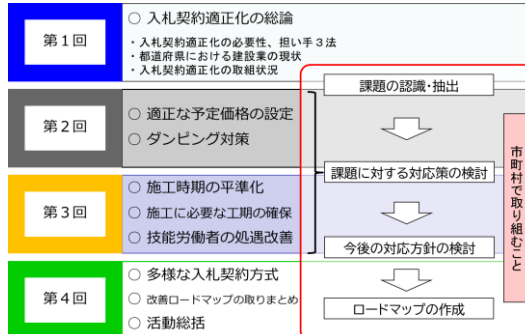
- 国土交通省が支援事業者と共に、地方公共団体における入札契約改善の取組を支援。
- 管内市町村が参加し、勉強会等を通じて、各団体で個別に抱える入札契約に関する課題等を確認した上で、各団体に応じた支援を実施。

支援の概要

支援の枠組み



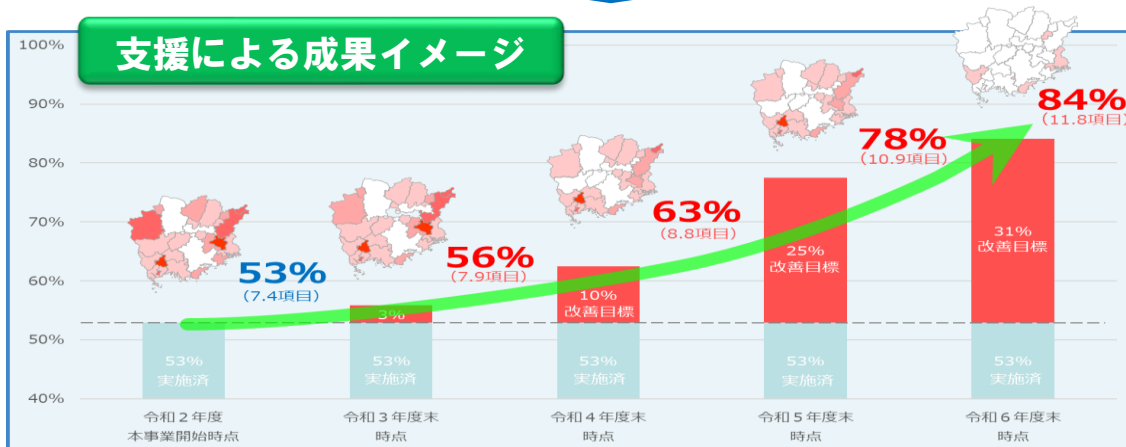
勉強会の開催



入札契約改善に向けた重点取組

① 一般競争入札の活用	⑧ 設計変更ガイドラインの策定
② 総合評価落札方式の活用	⑨ 法定福利費の適切な計上
③ 低入札価格調査制度(算定式)	⑩ 週休2日モデル工事の実施
④ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑪ 下請による社会保険等未加入業者の排除
⑤ 最低制限価格制度(算定式)	⑫ 第三者機関等の設置
⑥ 最低制限価格制度(公表時期)	⑬ 義務付け事項の実施
⑦ 予定価格の公表時期	⑭ 中間前金払制度の導入

支援による成果イメージ

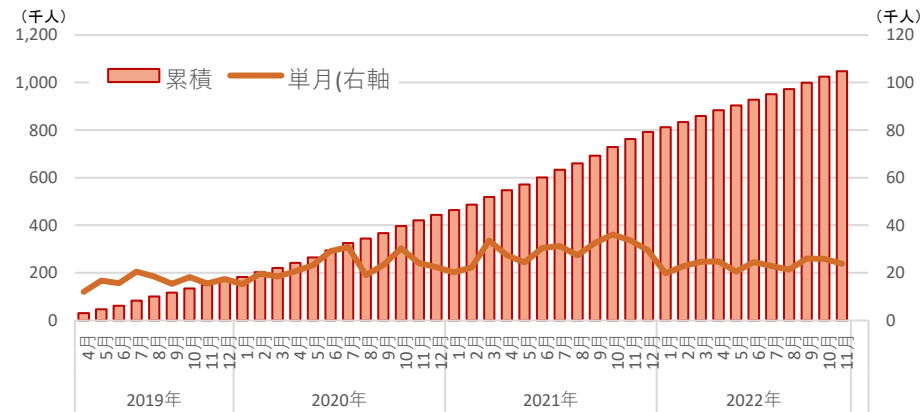


1-3. 建設キャリアアップシステムの 普及促進

技能者の登録数

107.2万人が登録

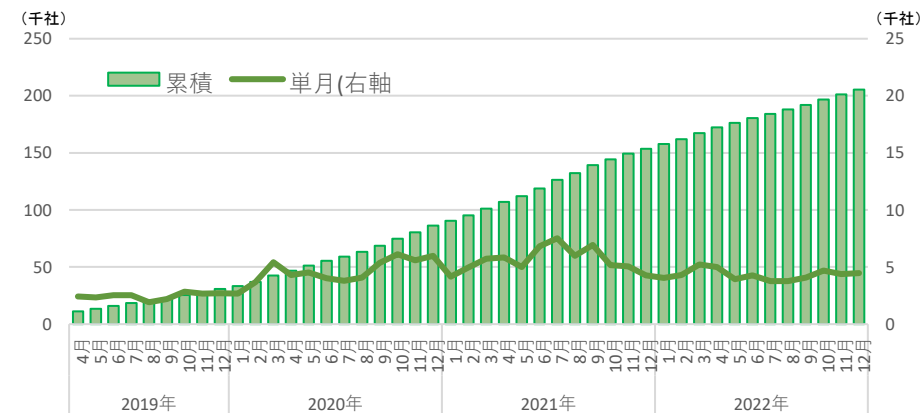
※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人



事業者の登録数

20.6万社が登録

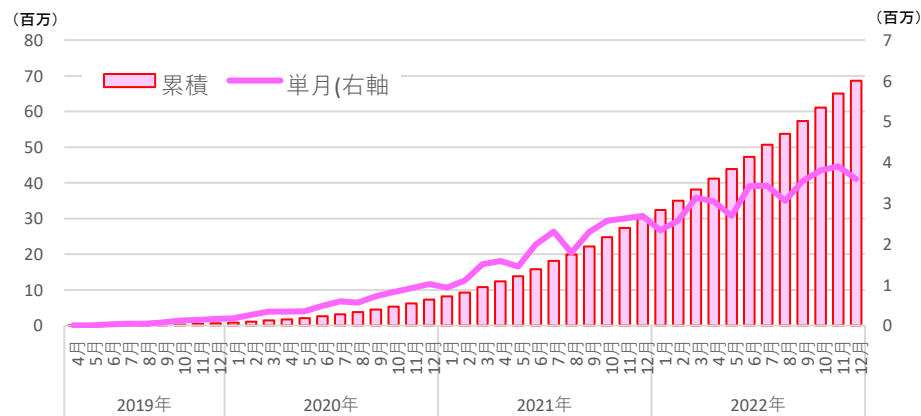
※うち一人親方は6.5万社



就業履歴数

現場での利用は増加傾向

※12月は359万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

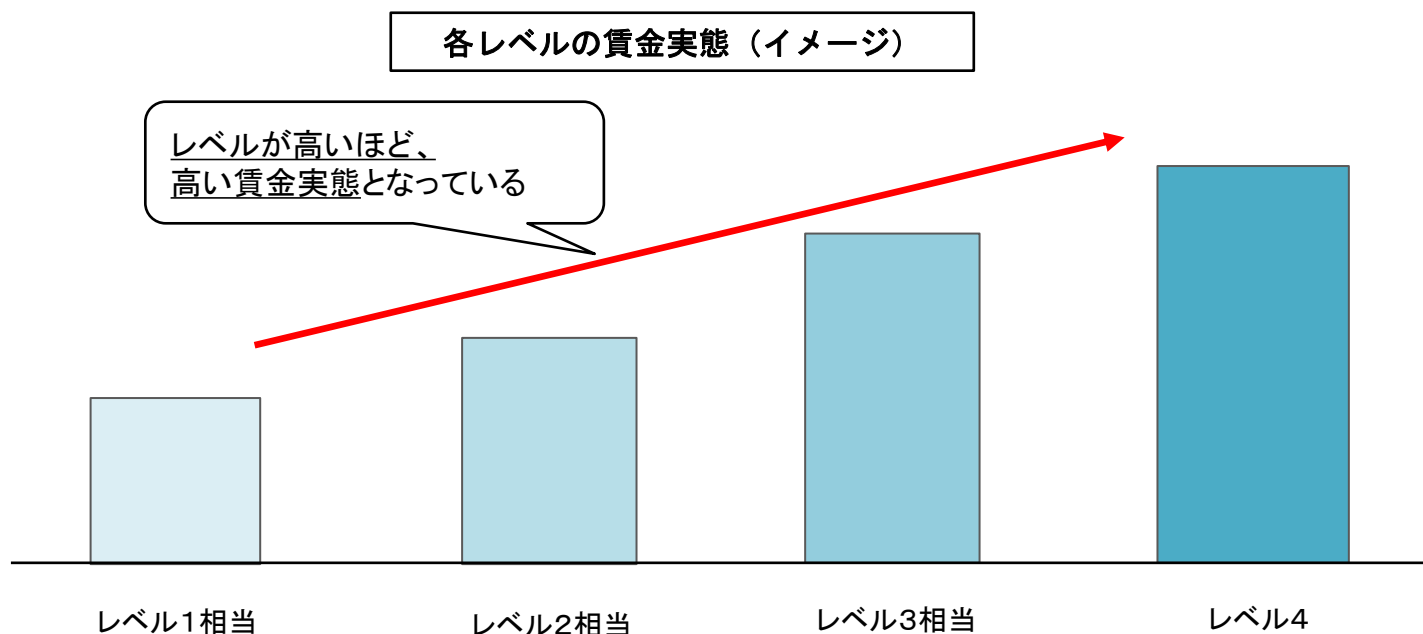
- 労務費調査において、CCUS技能者の技能・経験に応じた賃金実態を把握し、レベル評価された場合の賃金目安を示すことにより、能力評価が賃金に反映される方策について検討中。

※ 令和3年度の労務費調査では、CCUS登録技能者(レベル4)の平均賃金はCCUS登録技能者(レベル1~3)より約14%高い実態

- 登録数は3人に1人まで増加しているが、それに見合う履歴の蓄積・評価が進んでいない。

CCUSのレベル別賃金目安(イメージ)

○ CCUS登録技能者の賃金実態を分析したところ、レベルが高いほど、高い賃金実態となっている。



(参考) レベル別技能者数
レベル1(白) 979,048人

レベル2(青) 12,102人

レベル3(銀) 11,396人

レベル4(金) 45,540人

元請による現場利用の促進

(元請によるカードリーダー設置等)

公共工事等におけるインセンティブ措置

- ◎ 直轄工事におけるモデル工事の実施 (WTO工事等)
- ◎ 都道府県では、38道府県が企業評価を導入
政令指定都市は14市が企業評価を導入
- ◎ 経営事項審査において、全建設工事または全公共工事の現場におけるカードリーダー設置等に対して加点措置を施行し(本年1月)、現場利用をさらに促進

技術者専任要件の緩和

- ◎ 監理技術者等の現場兼任を認める要件に、CCUS等による施工体制の把握を位置づけることを検討

労務費や処遇改善への展開

公共発注者による週休2日工事での活用

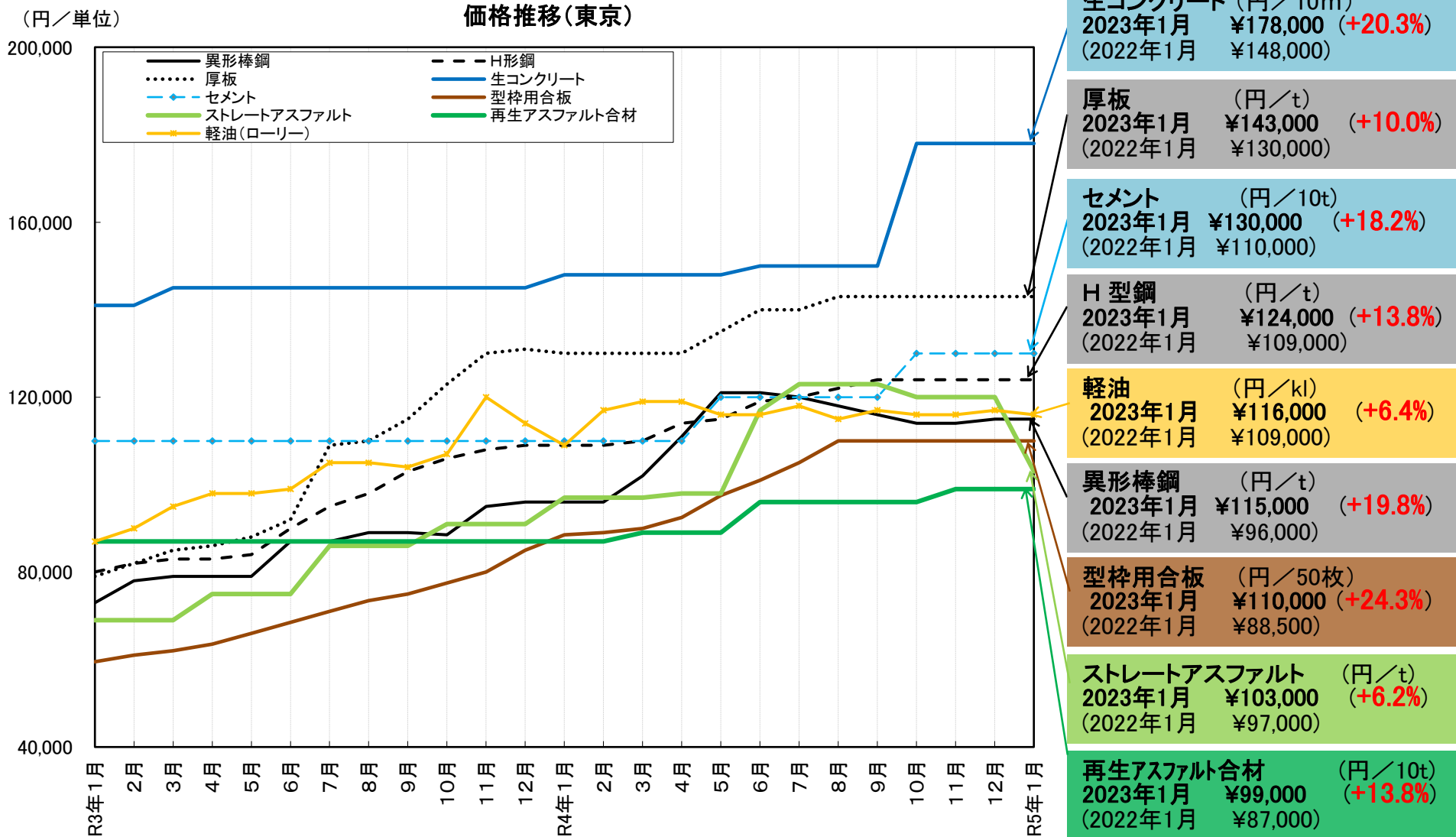
- ◎ 公共発注者が、CCUSの管理機能を用いて、週休2日工事における達成状況を円滑に確認できる機能を供用
(公共発注者による閲覧機能を内製化) ※令和4年12月から供用開始

技能レベルを反映した手当て支給の普及

- ◎ CCUSの能力評価等を企業独自の手当てに反映する取組を水平展開(現在、20社を超える大手・中堅ゼネコン等で導入又は検討。地場企業、専門工事業にも取組の広がり。)

1-4. 建設資材の価格高騰への対応

○2021年（令和3年）後半から原材料費の高騰やエネルギーコストの上昇等により、各建設資材価格が高騰。
 ○足元では、全国的にセメント・生コンクリートの騰勢が続いており、今後の状況を引き続き注視。



サプライチェーン全体で、建設資材に関する適切な価格転嫁が図られるよう、受注者・発注者(施主)間を含めた建設工事に関する環境整備を進めることが必要

これまでの取組

直轄工事において、スライド条項の運用等適切な対応を実施するとともに、地方公共団体等に対し、最新の実勢価格を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等を要請

- 公共発注者・民間発注者・建設業団体に対し、**スライド条項等の適切な設定・運用や必要な契約変更の実施等を要請**（公共発注者に対しては、資材単価の適時の改定・調査頻度を増やすこと等も併せて要請）
- 都道府県における**資材単価の設定状況等について見える化**し、改善を働きかけ
- 元請下請/受発注者間における請負代金等の契約締結状況について**モニタリング調査を実施**

今後の更なる取組

- 地方公共団体における**①資材単価の設定状況、②スライド条項の設定・運用状況について調査**
- **全国の都道府県主催会議(公契連)において、適正な予定価格の設定・スライド条項の適切な運用等について市区町村へ直接働きかけ**
- 適切なリスク分担等により価格転嫁が図られるよう、受発注者間で標準約款の適切な活用を働きかけるとともに、**資材価格変動に対応しやすい契約について検討**

趣旨

建設業の請負契約では、今でも元請負人と下請負人との間の不適切な取引を指摘する声があることから、建設業取引の適正化に向け、「建設業取引適正化推進期間」を設け、国土交通省と都道府県が連携して集中的に取り組みを実施しているところ。

建設業取引適正化推進期間

- 実施内容
- ポスターの掲示
 - 建設業に係る法令遵守に関する講習会の開催
 - 立入検査の実施（国と都道府県による合同立入検査を含む）
 - 各許可行政庁による自主的な事業
 - 各種相談窓口等（駆け込みホットライン等）の周知 等

- ※1）上記取組のほか、重点項目としてR3.10より実施していた元請業者を対象としたモニタリング調査（適正な請負代金での契約締結がなされるよう、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況等について確認）を、R4年度も継続して実施
- ※2）今般の価格高騰等の情勢を踏まえ、公共工事・民間工事にかかわらず、元請下請間・受発注者間における請負代金などの契約締結状況についてモニタリング調査を実施し、適正な請負代金の設定や工期の設定について協力要請

令和3年度実績（期間中の実績）

1. 立入検査

- 地方整備局等による単独実施
 - ・大臣許可業者 182業者
- 都道府県と地整等による合同実施（地整等 及び 22都道府県）
 - ・大臣許可業者 19業者
 - ・知事許可業者 49業者
- 都道府県による単独実施（14都道府県／書面調査含む）
 - ・知事許可業者 383業者
- 合計 633業者

2. 講習会

- （地整等、32都道府県／WEB含む）
- 地整等による単独開催 1回（101名）
- 都道府県と地整等による合同開催 36回（5,107名）
- 都道府県による開催 15回（1,770名）
- 合計 52回（6,978名）

※地整等・・・地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局

～ みんなで守る適正取引 ～

労務費・法定福利費 は、適正に見積もって いますか？



契約総額で見積りを作らせていませんか？



担い手確保には、適正な請負代金・工期・価格転嫁が必要です。

令和4年度 10・11・12月は
建設業取引適正化推進期間です

国土交通省及び都道府県では、建設業取引適正化推進期間に建設業法令遵守など、建設業取引の適正化に関する講習会を各地で開催します。詳しくはホームページからご確認ください。

建設業取引適正化推進期間 検索

主催 国土交通省、都道府県
協賛 公益財団法人 建設業適正取引推進機構

国交省直轄工事におけるスライド条項の取扱いについて

価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能
	事例	令和4年5月に河川維持工事(約2.7億円)で適用し、約1.5百万円増額変更。 (R3・4安食管内維持工事【千葉県内工事】)	令和4年11月にアスファルト舗装工事(約2.2億円)において、アスファルト類で適用し、約5.5百万円増額変更。(R3国道6号中村南電線共同溝路面復旧工事【茨城県内工事】)	令和4年8月にトンネル工事(約77億円)で適用し、約215百万円増額変更 (大野油坂道路川合トンネル川合地区工事【福井県内工事】)

(参考) スライドの計算例

<計算の前提条件>

- ・単品スライドの場合 : 対象工事費100,000千円(受注者負担は対象工事費に対する1%(1,000千円))
- ・インフレスライドの場合 : 残工事費100,000千円(受注者負担は残工事費に対する1%(1,000千円))

全ての品目の変動額が対象工事費又は残工事費の1%を超えない場合

品目	各材料	契約金額	物価変動後金額	変動額	品目毎変動額合計	適用の可否			
						単品スライド		インフレスライド	
燃料油	軽油	5,000	5,890	890	990	×	—	○	990
	ガソリン	300	400	100					
鋼材類	異形棒鋼	2,500	3,400	900	950	×	—		950
	H形鋼	500	550	50					
アスファルト類	再生アスファルト合材	4,000	4,500	500	900	×	—		900
	アスファルト乳剤	5,000	5,400	400					
コンクリート類	生コン	4,000	4,500	500	900	×	—	900	
	プレキャストコンクリートL型擁壁	5,000	5,400	400					
				合計	3,740	単品スライド対象合計額	0	インフレスライド対象合計額	3,740

- ・単品スライド : 対象工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、**0千円**
 - ・インフレスライド : 残工事費の変動額合計3,740千円に対するスライド額は、**2,740千円**(=990+950+900+900-1,000)
- ※全体スライドは12か月以上の工期の工事が対象

(参考) スライド条項適用状況

- 地方整備局（港湾空港関係を除く）締結の契約におけるスライド条項（工事請負契約書第26条）適用状況

308件（平成29年度～令和3年度平均）

増額・減額スライド適用件数				
年度	全体	単品	インフレ	合計
R3	1	23	146	170
R2	21	4	243	268
R1	7	4	367	378
H30	34	11	344	389
H29	2	4	327	333
5年度平均 (H29~R3)	13	9	285	308

※ 5年度平均欄はスライド種別ごとに四捨五入しているため合計と符合しません。

※ 地方整備局（港湾空港関係を除く）において各年度中にスライド変更契約を締結した件数（当初契約各年度）

〔参考〕当初契約件数年度平均（H29～R3年度） 約7,700件

○各種スライド条項(工事請負契約書第26条第1項～第6項)における規定、イメージ図、計算例、FAQなどを国土交通省のウェブサイトに掲載しています。

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト
URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html
QRコードによるアクセス:



The screenshot shows the MLIT website page titled "各種スライド条項 (全体スライド、単品スライド、インフレスライド) について". The page includes a navigation menu, a search bar, and a list of links for different slide types. The "全体スライド" section lists a manual for clauses 2.5 and 4, and the "インフレスライド" section lists a manual for clause 2.5 and 6. A QR code is also visible on the right side of the page.

2. 直轄事業における最近の取組

2-1. 総合評価落札方式における 賃上げを実施する企業に対する 加点措置の実施状況

- 令和4年4月以降の契約案件を対象に「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置」を開始。11月末までで3,714件の工事※が対象。
- 全工種合計で、実競争参加者のうち約6割(64%)、実績確認の対象となる落札者のうち約7割(73%)が賃上げを表明。

	件数・者数
対象工事件数	3,714件
のべ競争参加者数	20,674者
実競争参加者数	3,793者
うち、賃上げ表明者数	2,433者 (約64%)
実落札者数	2,079者
うち、賃上げ表明者数	1,515者 (約73%)

※北海道開発局、8地方整備局、沖縄総合事務局（農業・港湾空港関係を除く）を対象に集計。

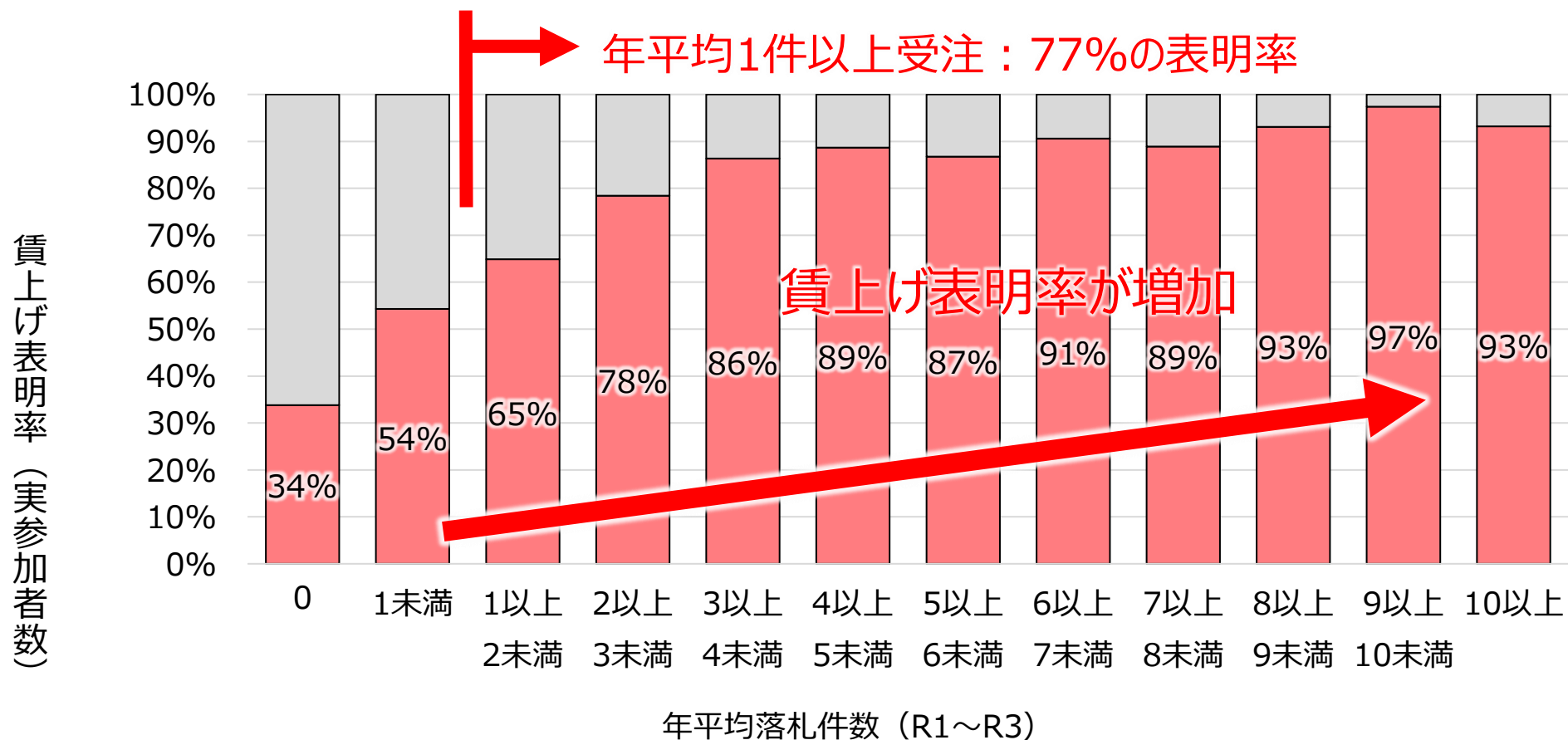
※令和4年4月1日以降の契約案件であっても、入札手続きの開始時期が早く本制度対象外の工事あり。

【全工種合計】近年の直轄工事受注実績と賃上げ表明率

- 過去3年間で国土交通省直轄工事を安定的に受注している企業ほど、賃上げ表明率が高い傾向。
- 全工事平均で64%の賃上げ表明率に対し、近年、平均年1件(過去3年間で3件)以上の工事を受注している企業は、77%が賃上げを表明。

【参考】(事業者への聞き取りの一例)

- ・県工事を中心に受注していることから、賃上げ表明を行わなかった。



【工種別評価】実競争参加者に占める賃上げ表明率

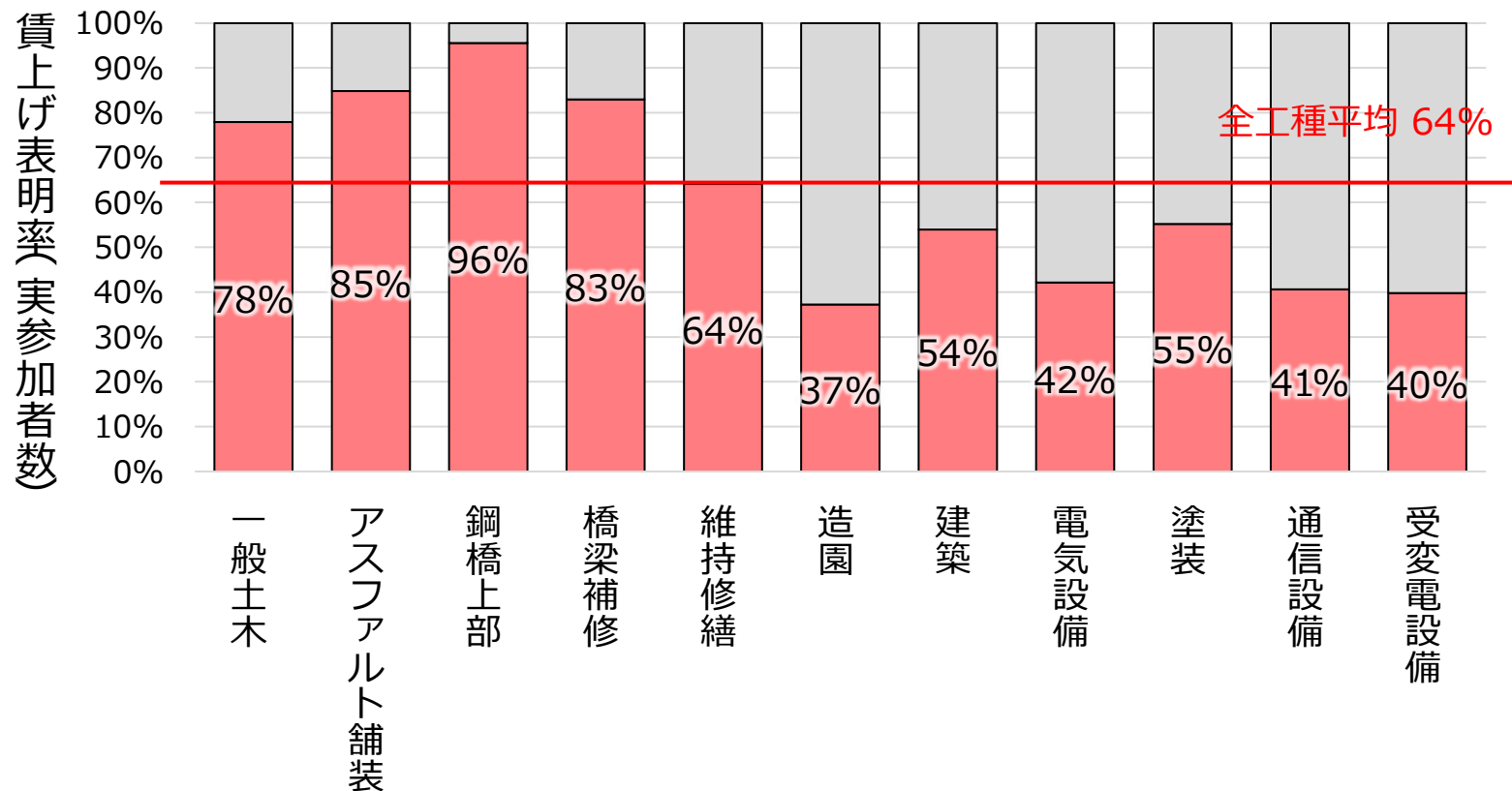
○全工種平均 約64%の賃上げ表明率に対し、

- ・表明率の高い工種：一般土木(78%)、アスファルト舗装(85%)、鋼橋上部(96%)、橋梁補修(83%)
- ・表明率の低い工種：造園(37%)、電気設備(42%)、通信設備(41%) 等

○公共需要の占める割合が高いと想定される工種は総じて表明率が高いが、維持修繕のみ平均程度(64%)の表明率に留まる。

○比較的民間需要の割合が高いと想定される工種は、表明率が低い傾向。

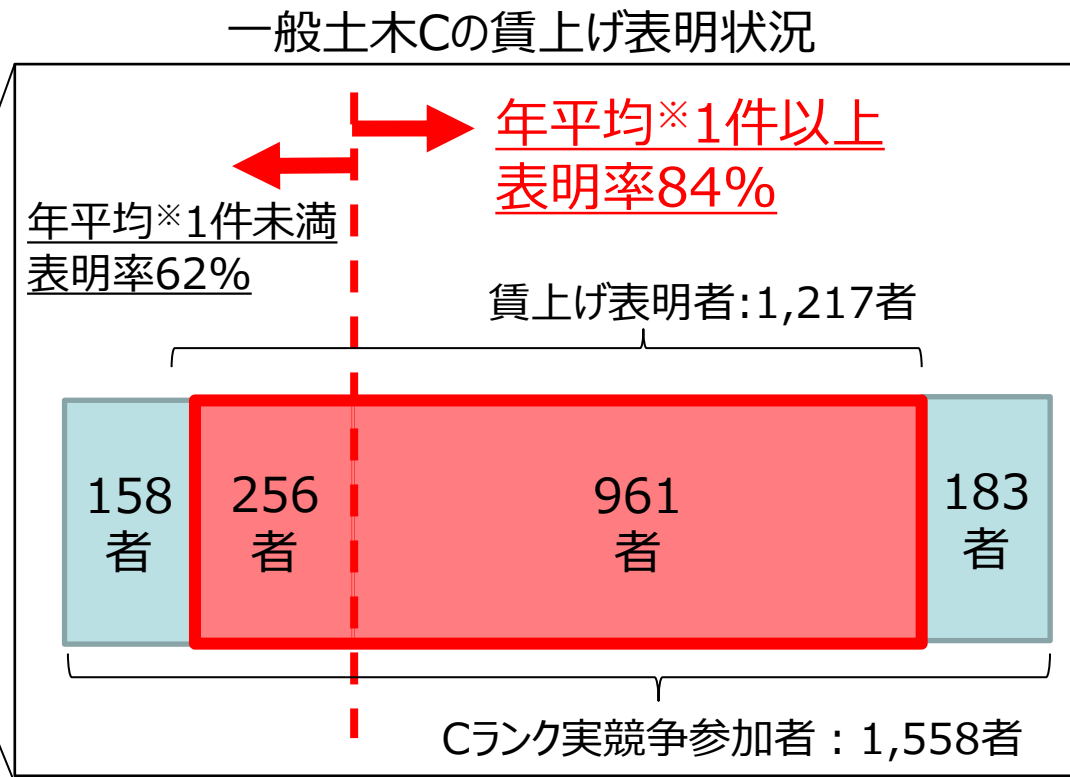
工種別 賃上げ表明率 (実参加者)



【一般土木】等級別の賃上げ表明状況(8地方整備局)

- 8地方整備局の一般土木のうち、A等級は100%、B等級は90%、C等級は78%の表明率。
- C等級のうち、過去3年間で年平均1件以上の工事を受注している企業は84%の表明率。
近年、安定的に国交省の工事を受注している企業については、積極的に賃上げを表明している傾向。
- 一方で、過去の国交省直轄工事の受注頻度が少ない企業については表明割合も低い。
(年平均1件未満:表明率62%)

一般土木等級	実競争参加者	賃上げ表明者	表明率
A等級	28者	28者	100%
B等級	40者	36者	90%
C等級	1,558者	1,217者	78%
D等級	47者	25者	53%
合計	1,673者	1,306者	78%



※北海道・沖縄は等級分類が異なるため、8地整のみを対象に集計

※ R1~R3年度の8地整の3年間の平均落札件数(全工種)

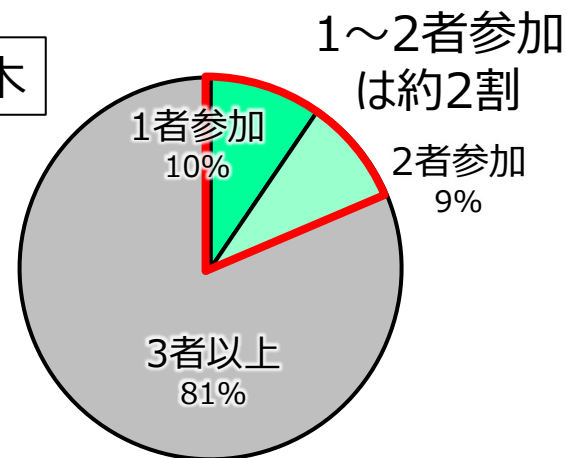
【維持修繕】賃上げ表明の状況

- 維持修繕については、賃上げ表明率が64%に留まり、一般土木(78%)を大きく下回る。
- 維持修繕のみを受注している業者に限ると40%の表明率にとどまっており、比較的競争性が低い工種については賃上げ表明率が低くなると考えられる。

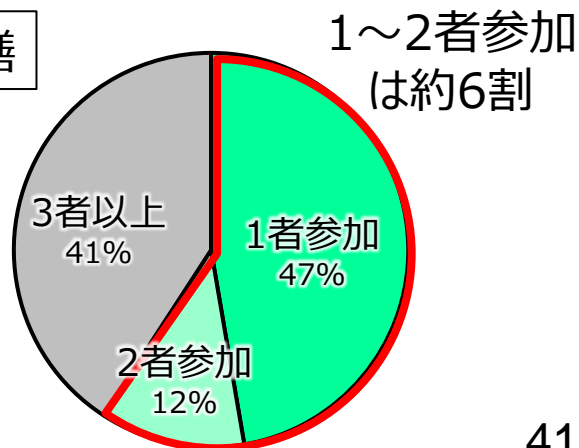
	実競争参加者	表明者	表明率
全工種	3,793者	2,433者	64%
一般土木	2,058者	1,604者	78%
維持修繕	994者	637者	64%
維持修繕のみ (一般土木との重複除き)	262者	106者	40%

■競争参加者数の割合

一般土木

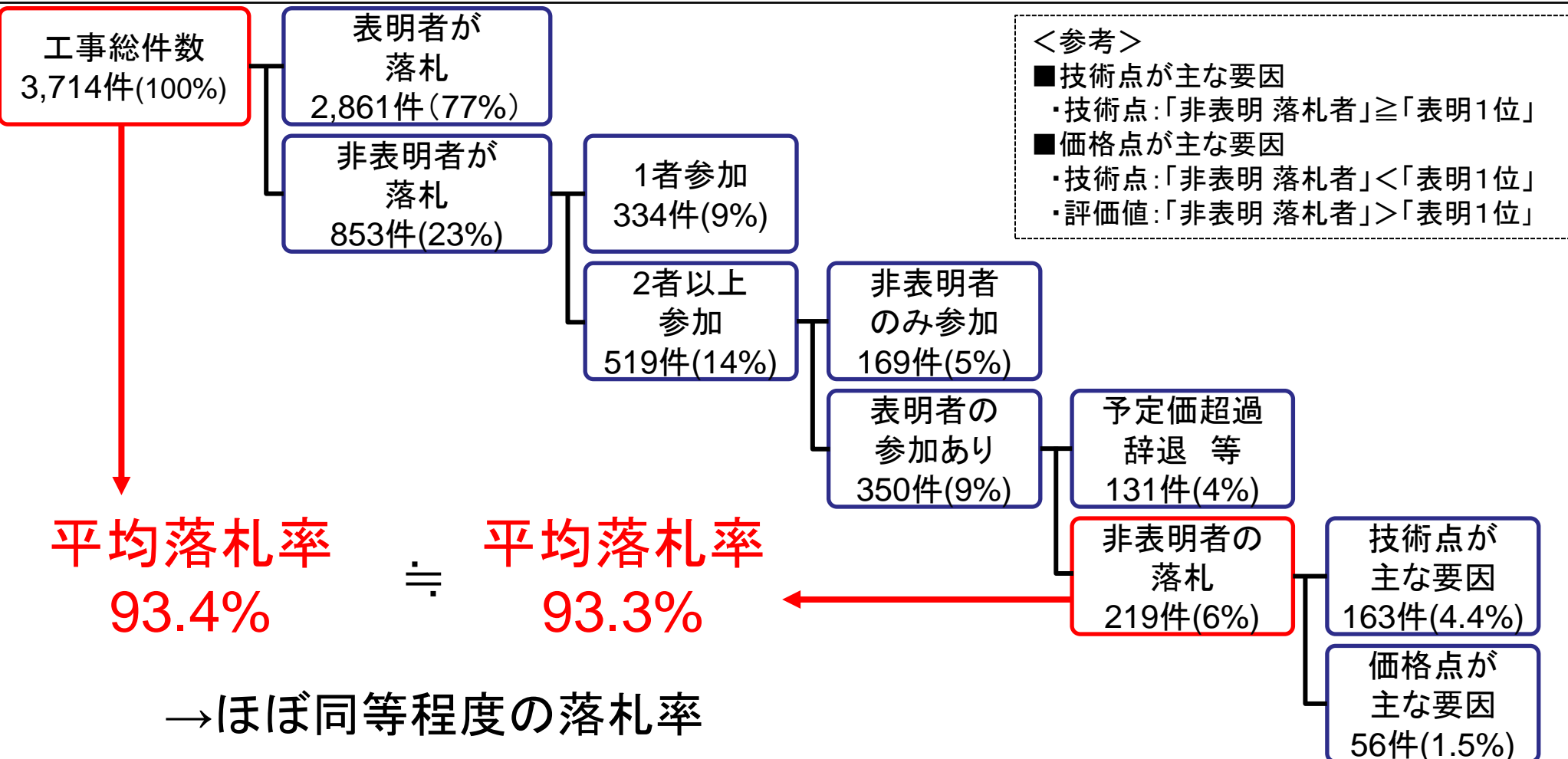


維持修繕



非表明者による落札状況の整理

- 全工事件数約3,714件(令和4年11月末時点)に対し、非表明者が表明者を上回る評価を受けて落札したケースは約219件(約6%)。
- 全工事の平均落札率93.4%に対して、非表明者が表明者を上回る評価を受けた工事の平均落札率は93.3%と、ほぼ同等程度の落札率となっている。



各県建設業協会へのヒアリング・アンケート調査

○令和4年12月、全国47都道府県建設業協会に対し、賃上げ総合評価制度に関するヒアリング・アンケート調査を実施。

頂いた主なご意見

※()書きは当該意見をいただいた協会数、総数47。

【制度への肯定的意見】

- 賃上げの後押し、社員への還元 (18)
 - ・賃上げの後押しになった。
 - ・以前から取り組んでおり、受注機会が増大。
 - ・社員のモチベーション向上 等
- 業界のイメージアップ、社員確保に有効 (2)

【制度への否定的意見】

- 制度の内容が複雑・わかりにくい (16)
- 過去に賃上げしてきた企業が不利で不平等 (3)
- 賃上げ目標がかえって低下する (3)
- ペナルティがあると賃上げ表明しづらい (2)

【賃上げを表明・実施できない理由】

- 当該年度の業績に左右されるため (29)
- 物価・資材価格高騰のため (16)
- 制度継続の場合、毎年の賃上げは困難 (16)
- 直轄工事以外の受注が中心のため (4)
- 直近で賃上げ済／既に十分な給与を支給 (5)

【その他】

- 制度がいつまでつづくのか不安 (22)
- 制度への誤解による意見・コメント (9)
 - ・賞与が下がると総額で賃上げ目標に達しない
 - ・期間雇用に変動が多く、平均が下がることもある
 - ・定年後、再雇用すると給与が下がる 等

※各県建設業協会において会員企業の意見（匿名）を集約し、地方整備局から協会に対しヒアリングを実施。

※意見集約対象企業数、企業選定の考え方、集約方法等は協会ごとに判断。協会の総意とは限らない。

賃上げ実績の確認に関する説明について

- 令和5年1月1日から、順次賃上げ実績の確認がスタート。
- 実績確認にあたり、国交省では本省・地方整備局から業界向け説明会を実施。
- 併せて、**本制度・実績確認の柔軟な運用**について周知し、改めて制度の普及を図っている。

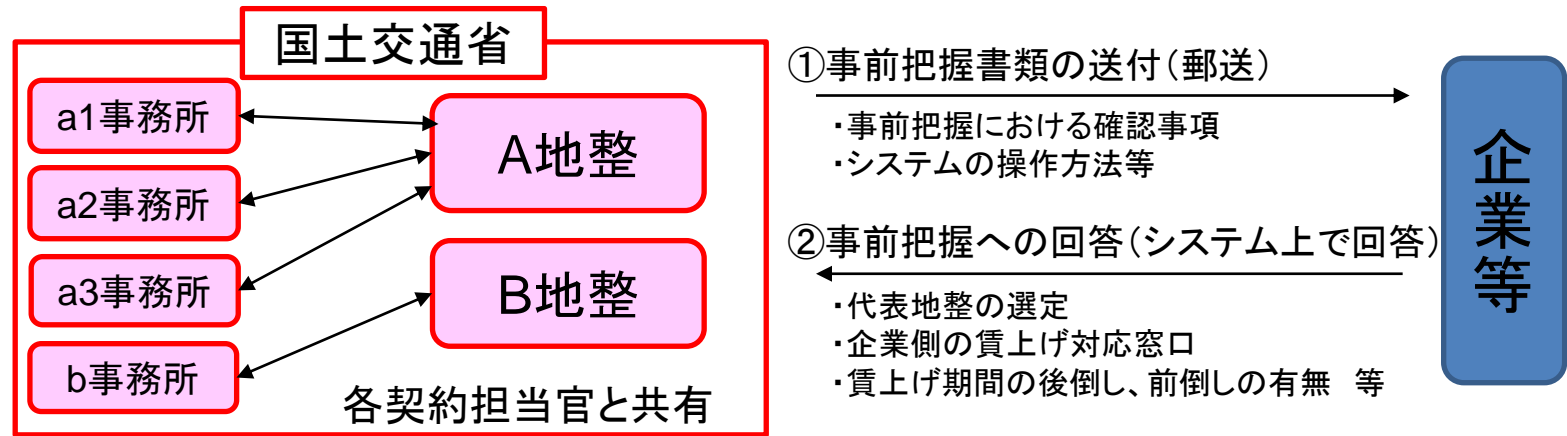
国土交通省本省からの説明会（業界団体向け）

- 全国建設業協会（令和4年12月14日）
- 建設コンサルタント協会（令和4年12月16日）
- 全国地質調査業協会連合会（ 同上 ）
- 日本建設業連合会（令和4年12月19日）
- 日本道路建設業協会（ 同上 ）
- 日本橋梁建設協会（令和4年12月21日）
- ダム・堰施設技術協会（ 同上 ）
- 全国測量設計業協会連合会（ 同上 ）
- 河川ポンプ施設技術協会（令和4年12月23日）
- 日本造園建設業協会（ 同上 ）
- 建設電気技術協会（令和5年 1月17日）

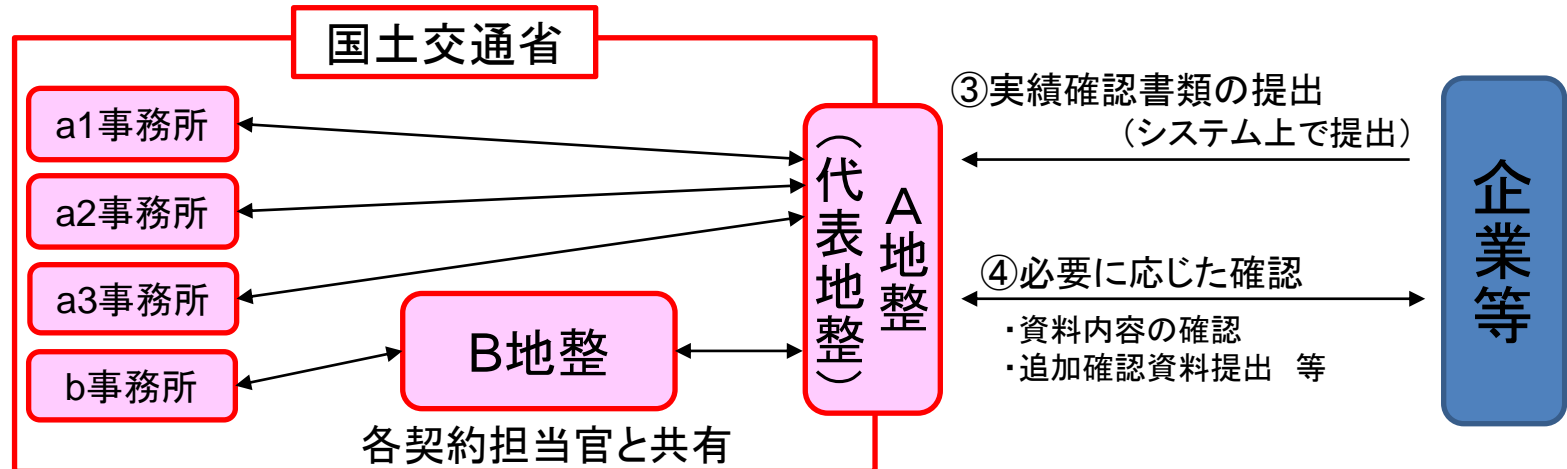
- 賃上げ総合評価の実績確認にあたり、実績確認の窓口を代表地方整備局本局に一元化。
- 代表地整は、当該年度に賃上げ加点の上で契約関係にある地整から、企業側が選定。

STEP1 事前把握

主な目的：実績確認を行う代表地整と、企業等の双方の窓口確認

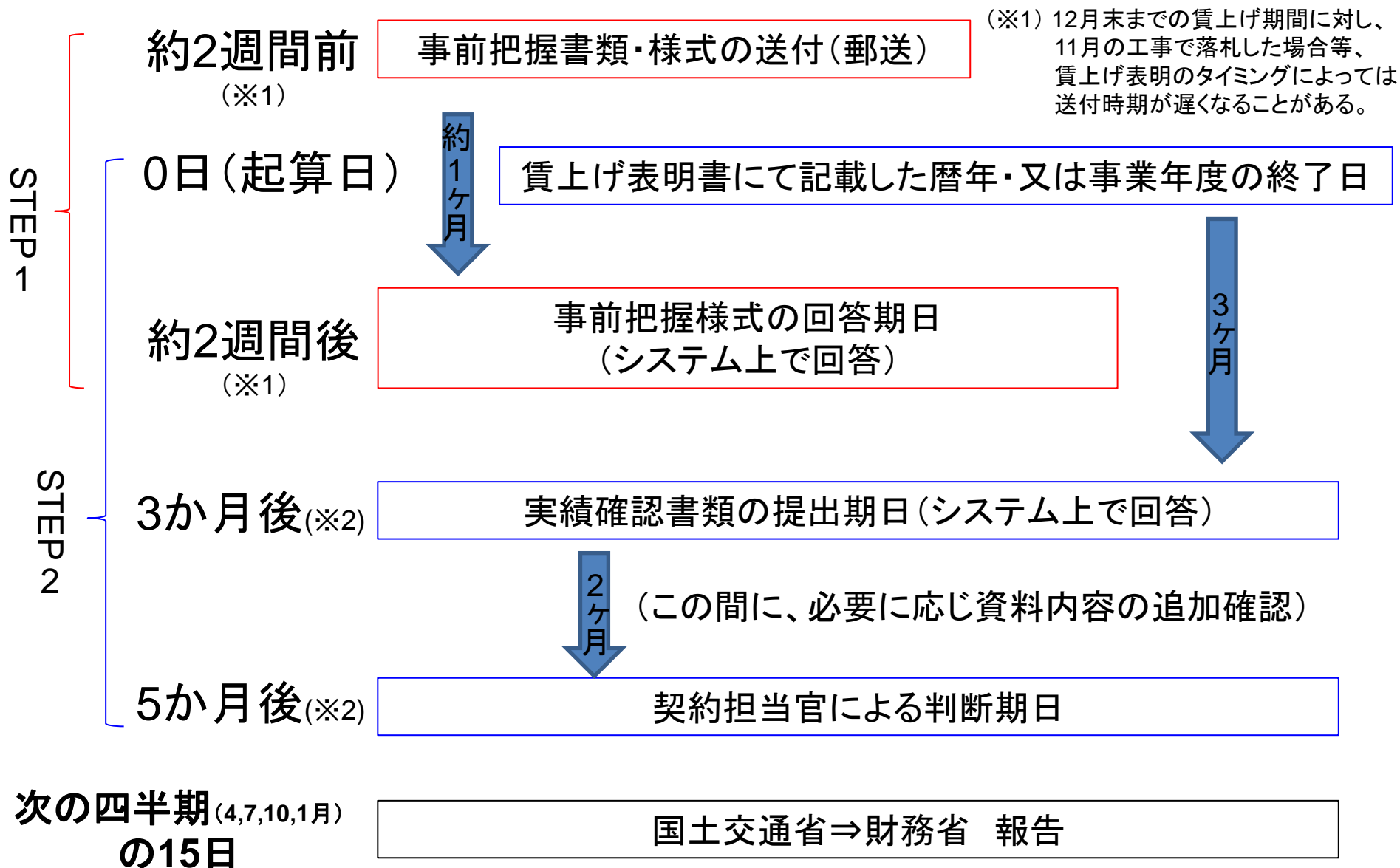


STEP2 実績確認



※STEP1、STEP2ともに、国交省からの委託を受けた機関から問い合わせ・確認等を行うことがある。 45

実績確認のスケジュールについて



○「評価対象社員」と「評価対象賃金」について、企業等の個別の事情に応じて柔軟に組合わせて評価することが可能。

評価対象社員 評価対象賃金		継続雇用社員			比較する2年間を連続雇用していない社員		その他の雇用形態(※)		...
		役員	正社員	休職者など	退職者	新入社員	再雇用	パート アルバイト	
所定内給与	基本給	③	④						...
	各種手当 (ex.住宅手当、家族手当)								
時間外手当									...
賞与									
⋮		①	②		⋮				

(※) その他の雇用形態についても、継続雇用社員等を評価対象とするかどうかは正社員に準じて判断可能。

【評価ケースの例】

- ① : 社員への支払い賃金の総額で評価する場合
- ② : 継続雇用している正社員への支給額で評価する場合
- ③ : 時間外手当や賞与等を除いて評価する場合
- ④ : 継続雇用社員の基本給の定期昇給等で評価する場合

⋮

※その他の企業固有の雇用形態や手当等については、制度の趣旨を踏まえて個別に対応。
 ※具体例については、国土交通省WEBサイトに掲載のQ&A等も参照してください。
 ※制度の趣旨から意図的に逸脱することのないようご注意ください。

○国土交通省WEBサイトにおいて、賃上げ総合評価に関するこれまでの事務連絡、説明資料等を掲載。

○これまでにいただいたご質問等についても、Q&A形式で回答を掲載。

【掲載箇所】国土交通省ウェブサイト

URL: https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

QRコードによるアクセス:



総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

ここでは、制度導入の経緯、関係通知、Q&Aなどを掲載しています。

【制度導入経緯】

令和3年11月の「新しい資本主義実現会議」の緊急提言や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において「公的部門における分配機能の強化の一環として「政府調達の対象企業の賃上げを促進するため、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置など政府調達の手法の見直しを検討する。」ことが位置づけられました。

これを受け検討が進められ、令和3年12月17日に財務大臣から各都府の長あてに賃上げ評価に関する仕組みが通知され、政府全体での本制度の内容が定められました。国土交通省においても令和3年12月24日に発注機関となる国土交通省内の各機関に対して通知を発出しております。

この通知では、所定の書類（「法人事業概況説明書」や「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」）により賃上げ実績の確認を行うこととされ、当該書類で確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認することができる書類に代えることができるとされたところですが、この実績確認の方法に関しては、様々な企業の実態を適切に評価できるのが等について、特に多くのご意見・ご質問をいただきました。

これを踏まえて、賃上げ実績の確認については、賃上げを行う企業を評価するとの本制度の趣旨に沿った対応となるよう、具体的な確認書類の提出方法及び「同等の賃上げ実績」と認められる場合の考え方や例について、令和4年2月8日に財務省より通知が発出され、これに関する運用が明確になりました。

【概要資料】

・ [【概要資料】総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置及び運用等について](#) (PDF形式: 771KB)

【通知類】

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について

(令和3年12月24日)

・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について](#) (PDF形式: 3MB)

(令和4年12月9日)

・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の二部改正について](#) (PDF形式: 209KB)

・ [\(参考\) 改正後全文](#) (PDF形式: 4MB)

(令和5年1月12日)

・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」\(令和3年12月17日付財計第4803号\)第2\(1\)及び\(2\)に定める率について](#) (PDF形式: 171KB)

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について

(令和4年2月8日)

・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置に係る運用等について](#) (PDF形式: 1MB)

(令和4年8月8日(令和4年12月9日に廃止))

・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて](#) (PDF形式: 409KB)

(令和4年12月9日)

・ [総合評価落札方式における賃上げを実施する企業の事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合の取扱いについて](#) (PDF形式: 135KB)

○「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて

(令和4年8月8日)

・ [「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」に基づく減点措置の取扱いについて](#) (PDF形式: 223KB)

○総合評価落札方式における賃上げを実施する企業等の賃上げ実績の確認について

(令和4年12月9日、令和4年12月13日、令和4年12月14日)

・ [【工事・業務（港湾空港関係を除く）】](#) (PDF形式: 410KB)

・ [補足資料](#) (PDF形式: 189KB)

・ [説明会資料](#) (PDF形式: 597KB) (令和5年1月更新)

・ [【工事・業務（地方整備局（港湾空港関係））】](#) (PDF形式: 1MB)

・ [【工事・業務（航空局・東京航空局・大阪航空局）】](#) (PDF形式: 170KB)

・ [【工事・業務（その他）及び物品・役務】](#) (PDF形式: 168KB)

【Q&A】

これまでに国土交通省に寄せられたご質問についての回答をお示しすることで、制度に参加を検討いただいている皆様のご疑問を解消することを目的としてQ&Aを作成しました。

例えば、Q&Aの中では、様々な実績確認の方法がとれることや、賃上げ表明書は実績確認の方法によらず従来の様式で提出いただいても問題ないこと等をお示しております。

内容については、必要に応じて制度を所管する財務省にも確認を行っております。また、問い合わせ等については随時いただいておりますので、それに応じて更新していきます。

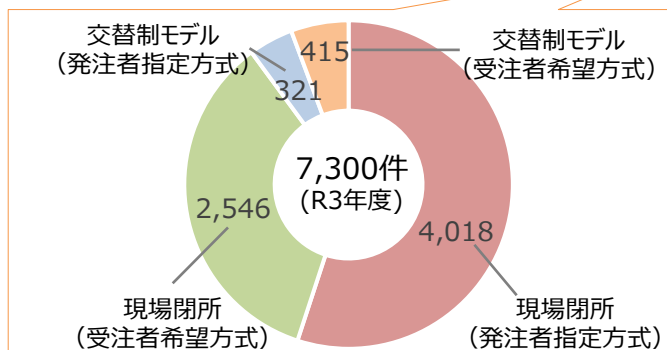
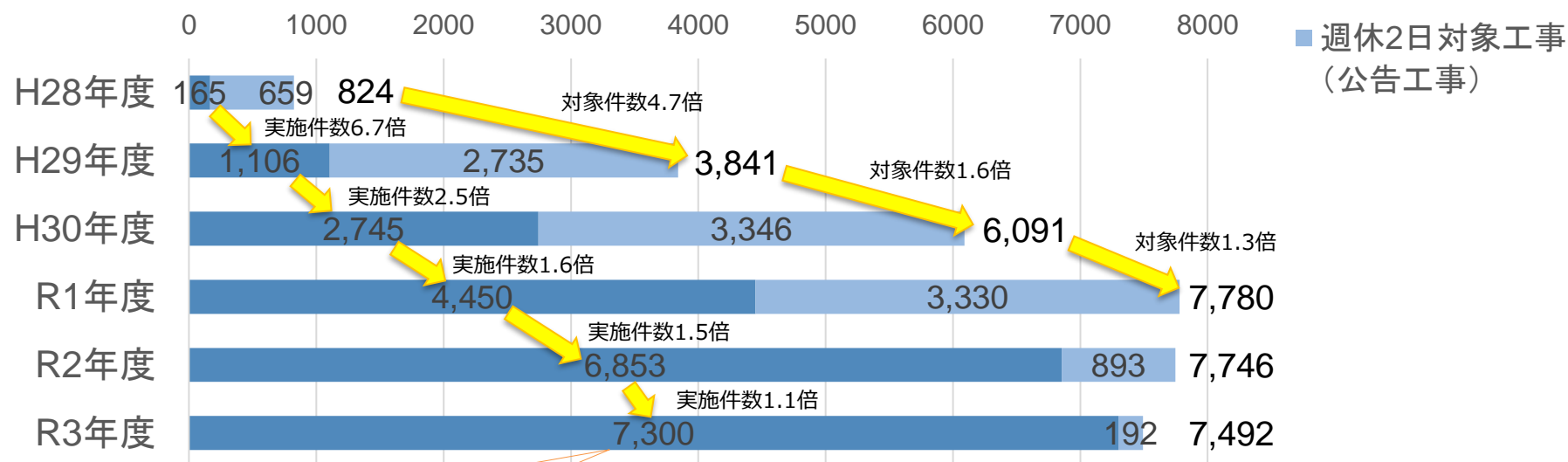
・ Q&Aはこちら (令和5年1月17日時点)

2-2. 直轄工事における 週休二日の取組状況

週休2日対象工事の実施状況

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日対象工事の実施状況（直轄土木工事）



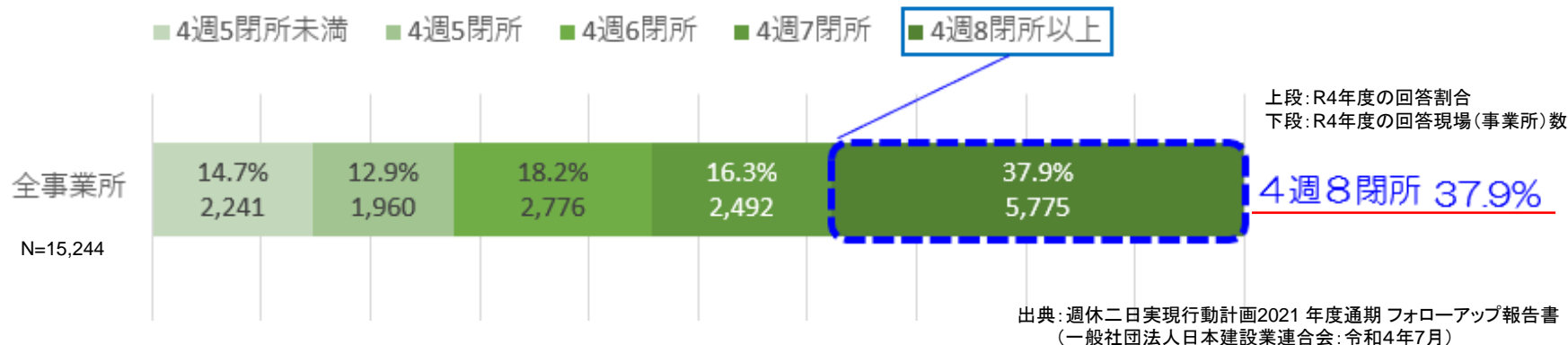
	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)	7,492 (7,300)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%	97.4%

※令和4年3月末時点
 ※令和3年度中に契約した直轄工事を集計（営繕工事、港湾空港除く）
 ※令和3年度の取組件数には取組協議中の件数も含む

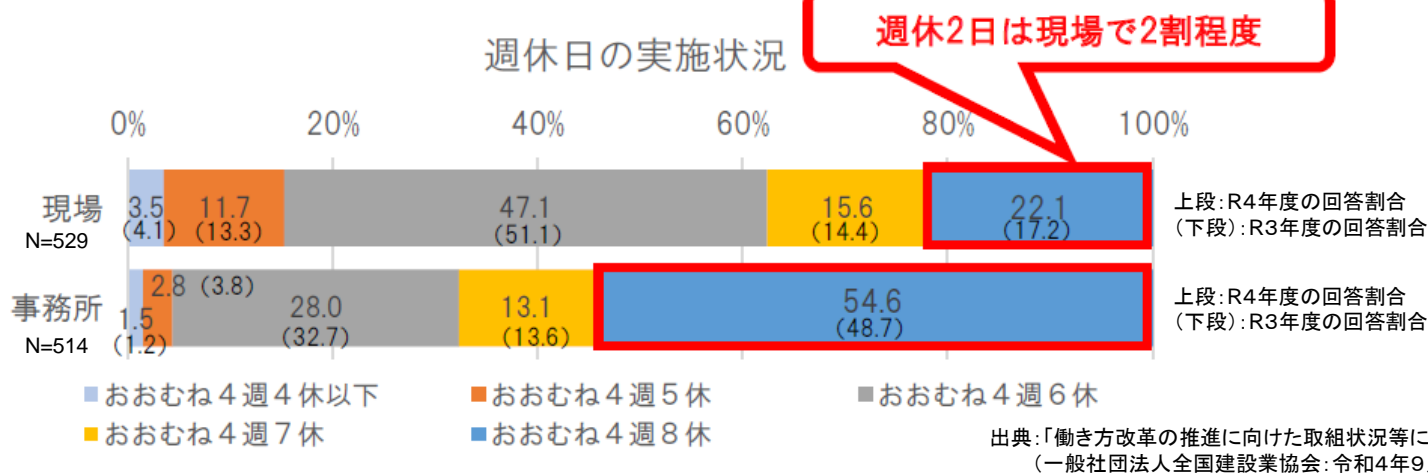
週休2日の現状

- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。
- 一方で、業界が行ったアンケート調査では、週休2日を達成できている企業は2～4割程度となっている。

【日本建設業連合会】令和4年度 週休2日に関するアンケート結果



【全国建設業協会】令和4年度 週休2日に関するアンケート結果



(これまで)

平成28年度から週休2日モデル工事を実施。令和6年度の労基法時間外労働規制適用に向け、取組件数を順次拡大。**【休日の量の確保】**

(これから)



現在のモデル工事は通期で週休2日を目指す内容となっており、月単位で週休2日を実現できるよう取組の推進が必要。**【休日の質の向上】**

今後の方針案

※順次具体化を図っていく

① 週休2日を前提とした取組への移行

仕様書、監督・検査等の基準類を、週休2日を前提とした内容に修正

② 工期設定のさらなる適正化

月単位での週休2日を前提とした工期を確保できるよう、指針等を見直し

③ 柔軟な休日の設定

出水期前など発注者の事情により、閉所型での週休2日が困難となった場合に、工期の一部を交替制に途中変更できないか検討

④ 経費補正の修正

月単位での週休2日工事で実際に要した費用を調査し、新たな補正措置を立案できないか検討

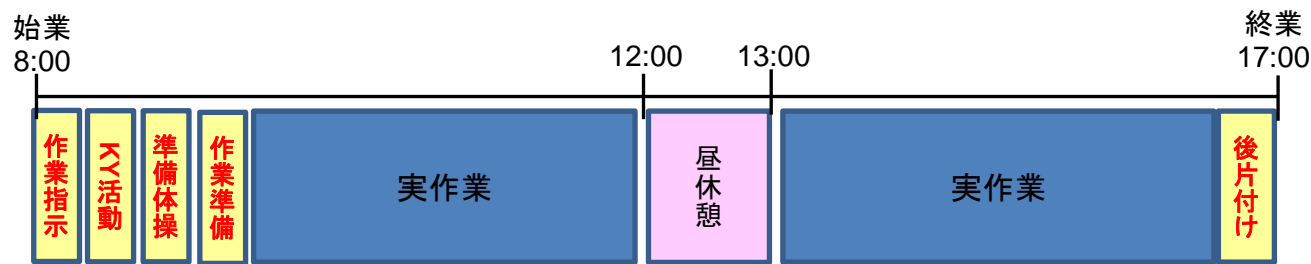
⑤ 他の公共発注者と連携した一斉閉所の取組を拡大

※併せて、直轄事務所と労基署との連絡調整を強化

時間外労働規制の適用に向けた歩掛等の適正化の検討

- 朝礼、後片付け、準備体操等（1日あたりに行われるもの）は、労働時間に含まれるものであり、歩掛に適切に反映されるべき
 - 路上工事などで常設作業帯が作れない工事は、資材基地からの移動時間を考慮した積算にすべき
- ⇒朝礼・後片付け・準備体操等や資材基地からの移動時間を、施工合理化調査にて実態を把握したうえで、積算に反映する方法を検討

「準備・後片付け」を含めた就業時間の例



「現場移動」を含めた就業時間の例

